

平成27年12月15日第4回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。(第3日)

出席議員 (10名)	1番 向井 正      2番 吉田 豊      3番 田中 静雄 4番 寺崎 太彦    5番 漆原 悦子    6番 井上 正宣 7番 吉富 隆      8番 大川 隆城    9番 原田 希 10番 碓 勝 征																																
欠席議員 (0名)																																	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	<table border="0"> <tr> <td>町 長</td> <td>武 廣 勇 平</td> <td>副 町 長</td> <td>米 本 善 則</td> </tr> <tr> <td>教 育 長</td> <td>矢動丸 壽 之</td> <td>会 計 管 理 者</td> <td>原 慎 義 幸</td> </tr> <tr> <td>総 務 課 長</td> <td>北 島 徹</td> <td>ま・ひ・と・し・と・こ・の・こ</td> <td>小 野 清 人</td> </tr> <tr> <td>財 政 課 長</td> <td>高 島 浩 介</td> <td>建 設 課 長</td> <td>白 濱 博 己</td> </tr> <tr> <td>産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>江 崎 文 男</td> <td>住 民 課 長</td> <td>福 島 敬 彦</td> </tr> <tr> <td>健 康 福 祉 課 長</td> <td>岡 義 行</td> <td>税 務 課 長</td> <td>坂 井 忠 明</td> </tr> <tr> <td>教 育 委 員 会 事 務 局 長</td> <td>吉 田 淳</td> <td>生 涯 学 習 課 長</td> <td>江 頭 欣 宏</td> </tr> <tr> <td>文 化 課 長</td> <td>原 田 大 介</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	米 本 善 則	教 育 長	矢動丸 壽 之	会 計 管 理 者	原 慎 義 幸	総 務 課 長	北 島 徹	ま・ひ・と・し・と・こ・の・こ	小 野 清 人	財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	白 濱 博 己	産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	江 崎 文 男	住 民 課 長	福 島 敬 彦	健 康 福 祉 課 長	岡 義 行	税 務 課 長	坂 井 忠 明	教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	江 頭 欣 宏	文 化 課 長	原 田 大 介		
町 長	武 廣 勇 平	副 町 長	米 本 善 則																														
教 育 長	矢動丸 壽 之	会 計 管 理 者	原 慎 義 幸																														
総 務 課 長	北 島 徹	ま・ひ・と・し・と・こ・の・こ	小 野 清 人																														
財 政 課 長	高 島 浩 介	建 設 課 長	白 濱 博 己																														
産 業 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	江 崎 文 男	住 民 課 長	福 島 敬 彦																														
健 康 福 祉 課 長	岡 義 行	税 務 課 長	坂 井 忠 明																														
教 育 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 淳	生 涯 学 習 課 長	江 頭 欣 宏																														
文 化 課 長	原 田 大 介																																
職務のため 出席した 事務局職員	議会事務局長    二 宮 哲 次      議会事務局係長    石 橋 英 次																																

議事日程 平成27年12月15日 午前9時30分開会（開議）

日程第1 一般質問（町行政事務全般について）

第4回定例会一般質問順位及び質問事項

順位	議員名	質問事項
5	1番 向井 正	1. 生活困窮者の医療費について 2. ふるさと納税について 3. 交通安全対策について
6	2番 吉田 豊	1. 子育て支援について 2. 定住化支援について 3. 農業の振興対策について 4. ふる里創生について
7	4番 寺崎太彦	1. 地方創生の取り組みについて 2. 鎮西山の管理について 3. 農業振興策について 4. 環境対策について 5. 庁舎南側駐車場について 6. 消防巡視について
8	5番 漆原悦子	1. 学校教育について 2. 道路整備について 3. 高齢者支援について
9	8番 大川隆城	1. 切通交差点改良事業について 2. 町木「椿」、町花「サルビア」の認識度と活用について 3. 鎮西山一帯の管理体系をどう考えるのか 4. 小・中学生の体験学習について

午前9時30分 開議

○議長（碓 勝征君）

皆さんおはようございます。ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

## 日程第1 一般質問

### ○議長（碓 勝征君）

日程第1. 一般質問。

これより一般質問を行います。

1番向井正議員、お願いいたします。

### ○1番（向井 正君）

皆さんおはようございます。1番向井正です。議長より登壇の許可をいただきましたので、通告に従いまして、大きく3つ質問させていただきます。

まず1つ目に、国民健康保険が2018年より現在の市町村単位から都道府県単位に広域化され、県内では特に生活困窮者対策にばらつきがあるとされていますが、上峰町の生活困窮者に対する医療費の個人負担救済についてお伺いいたします。

2つ目に、ふるさと納税の返礼品の充実を図られ、ふるさとチョイスに掲載以降、町長初め職員の皆さんの御努力もあり、ふるさと納税が予想以上の反響のようですが、今後も寄附者の方々が上峰町とのかかわりを継続していただき、また新たに寄附者を募っていくことが大切かと思えます。

そんな中で1点目に、ふるさと納税の使途希望先の選択状況はどのようなのか、お伺いいたします。

2点目に、これからいろいろな事業に活用されていかれると思うのですが、そういった活用事業の情報発信についてお伺いいたします。

3つ目に、佐賀県は10万人当たりの事故発生率が4年連続全国ワーストワンになりそうという、うれしくない報道も耳にしております。そこで、八藤丘陵の交差点ですが、ミラーが設置されているにもかかわらず、事故が多発しております。今回、2枚の注意看板を設置していただいたのですが、注意喚起には弱いような気がいたしますので、その辺の対策についてお伺いいたします。

以上のことを質問したいと思いますので、よろしくお伺いいたします。

### ○議長（碓 勝征君）

それでは、向井議員の質問でございます生活困窮者の医療費について。1つ、生活困窮者の医療費救済はということの質問でございます。執行部の答弁を求めます。

### ○健康福祉課長（岡 義行君）

皆さんおはようございます。私のほうから向井議員の質問事項1、生活困窮者の医療費について。要旨の生活困窮者の医療費救済はという質問に対して、答弁させていただきます。

生活困窮者につきましては、まず生活保護の制度があります。この制度につきましては、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低

限の生活を保障するとともに、自立を助長するということを目的といたしております。その種類としましては、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、介護扶助、医療扶助、出産扶助などがあります。

質問の医療費につきましては、その生活保護を受けておられる方が病院等にかかる場合につきましては、役場のほうでその医療券を発行し、受診をされて、その医療費にかかる個人負担というのは発生はいたしません。また、質問でもありました国民健康保険の一部負担の減免というようなことでありましたけれども、これにつきましては、平成28年1月1日、来年の1月1日から国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する取り扱い要綱という要綱を定めるようにしております。この対象は、災害、風水害、火災、その他これらに類する災害により資産に重大な損害を受けたとき。2として、干ばつ、冷害、凍霜害等により農作物の不作、不良、その他これらに類する理由により収入が著しく減少したとき。3番として、事業または業務の休止、休廃止、失業等により収入が著しく減少したとき。4番として、前3号に掲げるもののほか、これに類する理由があったときということで、減免などの対象を定めております。その世帯の生活が著しく困難となった場合に、国保の被保険者で医療費の一部負担の負担能力に欠けると認められる場合は、一部負担金の減免などを行えるようにしております。

以上で向井議員の質問の答弁とさせていただきます。

#### ○1番（向井 正君）

岡課長のほうから御説明いただきました。現在、上峰町はまだ困窮者の医療費救済規定がない状態で、28年1月1日からこれが施行されるということでございます。国保の加入者の中にも保険料は何とか納付できていても、窓口での支払いが困難で、ぐあいが悪くて医療機関を受診せず、後で病気を悪化させて手おくれになるというケースも出ているということを知っております。そのようなことがないように生活困窮者に対する救済規定、先ほども御説明いただきました災害とか失業等でどうしても窓口の負担が重いような方々に対する救済は必要だと思います。先ほど国の国保加入者に対する、そういう減免のことを説明していただいたんですが、市町村がそういう条例とか規則とかを設ける必要があるということを知って調べて知ったんですが、その制度化は首長さんの裁量に任されていると聞いておりますが、その辺、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

#### ○町長（武廣勇平君）

ただいま担当のほうから御説明がございましたけれども、生活困窮者についての生活保護制度につきましては、健康で文化的な最低限の生活を保障する、また自立を助長する目的で、28年1月1日施行で法改正がなされるということでございます。私どももこうした事案については、数多くの事案が担当窓口のほうでもあるというふうに思いますが、法律が施行されることに伴い、遅滞がないように担当のほうと協議をしながら、私自身もこれらの変

更について理解を深めていきたいというふうに考えているところでございます。

○1番（向井 正君）

この件は、社会福祉にもかかわることでございますので、生活保護までに至らないような方が生活困窮者の方でいらっしゃると思いますので、そういった方々が安心して医療機関を受診できるよう、国のほうでも基準を定めておりますので、そういったものを参考にさせていただいて、軽減制度化の実施をよろしくお願ひしたいと思ひます。

この項の質問は、これで終わります。

○議長（碓 勝征君）

次に進んでよろしいですか。

次、ふるさと納税について。使途希望先の選択状況はという質問に執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

皆さんおはようございます。それでは、向井議員からのふるさと納税についての1番目、使途希望先の選択状況はということでございます。

お手元に差し上げております、これは吉田議員からの一般質問の資料でございますが、利用使途別明細をお開きください。利用使途は4つございます。1、学校教育振興のための事業。2、高齢者の生活を支援するための事業。3、自然環境並びに地域景観の保全及び活用のための事業。4、町長お任せ、上峰町のさらなる発展に寄与するために必要と判断する事業。この4本立てで、現在、御寄附をいただいている状況でございます。昨日来、数人の議員の方から質問がありました町の総合戦略があります。それにも4本の柱がございます。その総合戦略ができ、ことしから5年間でその総合戦略を進めてまいりますわけですが、その4本の柱に沿った寄附の使途というふうなことで、現在、この要領を変更すべく決裁を稟議を回している段階でございます。

それはどういうふうに変更するのかということの説明いたします。まず、1番目の学校教育振興のための事業を人づくり事業ということで、学童教育等の振興に努める、使うということで、子供たちが本町の将来を担う人材として、各分野で活躍できるよう人材の育成を目指すということにしたい。2番目、高齢者の生活を支援するための事業というものを町づくり事業、ずっと住みたい町を創出ということで、地域ぐるみで子育てができ、いつまでも健康で安心・安全な暮らしができるような町づくりを目指す。3番目、自然環境並びに地域景観の保全及び活用のための事業という項を、仕事づくり事業、自然環境や文化、伝統を守りながら、地域を元気にということで、協働による特産品のブランド化や企業誘致による新たな雇用など、住民が生き生きと活躍できる場の創出を目指すということに変えたいと。4番目の町長お任せについては、1、2、3の事業に該当しない上峰町のさらなる発展に寄与するために必要と判断する事業をするということで変更していきたいというふうに今現在、考

えておる次第でございます。寄附者の寄附額については、資料のとおりでございます。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

小野室長より選択状況の説明をしていただきました。大きく4項目の活用メニューからの選択ということで、それぞれの選択に納税者の気持ちが込められていると思います。各項目ごとの活用内容なども今説明いただいたんですが、これから活用事業の内容等ももっと詳しく決められていくという中で、納税者の皆様や住民の皆様にもわかりやすい主な充当事業、その中でも主な充当事業というのがこれから出てくると思うんですが、そういったことの明示については考えておられるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

充当事業の明示をするかということの御質問でございます。していきたいというふうに考えます。

以上です。

**○1番（向井 正君）**

ふるさと納税のセカンドステージは、寄附される御本人の意思で税金の使い道を選択され、地域の応援をしようという方がふえてきたということです。そういった意味でも、主な充当事業というのを明示されていることが重要になってくると思います。皆さんにわかりやすい活用事業の明示等をお願いしたいと、そのように思います。

それから、関連でちょっとお尋ねですが、現在のふるさと納税の対応状況ですが、11月末までで3万件以上という皆様に寄附をいただいているのですが、その寄附に対する返礼品とかの滞りはなく届けられているのかとか、あと遅延ですか、または人員不足等、そういった問題が生じていないのか。職員の皆さん、大変多忙をきわめられている中で、そういった問題がもしあれば、今後どのような対処を考えていかれるのか、その辺をちょっとお伺いしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

返礼品の滞りはないかという御質問でございます。

私も昨日来、申し上げておりますが、肉を中心に返礼品をリストアップしております。町内に肉屋が1件しかないということで、もう1件、隣町の肉屋さんを使っておるわけですが、都合2件で行っております。返礼品に滞りがないかと言われますと、速やかな送付については行えていないというのが実情でございます。というのが、1件の肉屋につきましては、冷蔵品でお届けをしておりますので、お届け先と時間等の設定をしなければならないということで、その時間の設定のやりとりをまず行って、受け取る時間が確定したところで肉屋に発注をかけておる次第でございます。そういったところで、11月以降の申し込みについては、年内の発注は無理ですということで、お断りをして、現在、受け付けをしております。11月

以降のお申し込みの方についても、1月6日以降、順次お届けをするということでお約束をしていきながらやっております。寄附者の方々にはお断りをしながら了承をいただいて進めてまいっている状況でございます。

それと、職員体制等々、昨日も言われておりましたが、今後の対応ですが、臨時職員と正職員で行っておるわけですが、12月1日に人事異動がございまして、1名正職員をつけていただきました。現在、正職員2名、臨時職員5名という体制でやっておりますが、一番手がかかるのが、寄附証明書を、またワンストップ申請書を御本人さんに送付するという作業が一番時間がかかります。この辺につきましても、封入封緘機等ございまして、それらをレンタルしていきながら、時間の節約、省力化については努めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○1番（向井 正君）

寄附指定いただいた皆様は、返礼品を楽しみに待ちわびていらっしゃると思います。そういった中で、なかなか返礼品が届かないとかなりますと、次はほかのところへと思われる方もいらっしゃると思うんですよ。これからますます多くの自治体がふるさと納税に力を入れていかれる中で、これからはどれだけリピーターさんをつくっていくかということも大切かと思っておりますので、そういったふるさと納税に対する速やかな対応ができる体制を整えていただきたいと、そのように思います。

答弁をいただいて、この項の質問を終わりたいと思います。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

向井議員おっしゃるとおりでございます。速やかな対応等に心がけてまいりたいと思っておりますが、現在、もう既に数千件のお礼の品を届けておる次第でございます。お肉についても非常においしかったと、そういう声もいただきますし、既にリピーターの方もいらっしゃいます。今回、蜂蜜についても、売り切れ続出でございまして、なかなか手に入らないというような品になっております。来年度も行われるなら、また寄附をするから、その際にはメールを下さいと言われる寄附者の方もいらっしゃいますので、ぜひそういう寄附者の方をなくさないように努力をしてまいりたいと思います。

以上です。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進んでいいですか。

2番目、活用状況の情報発信はということの質問です。執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

向井議員からの活用状況の情報発信はという御質問でございます。

活用状況は、寄附者の皆様に全てにできれば、それが一番よろしいのでございまいしょうが、

件数がふえれば、それについての経費がかさみますので、ホームページや広報紙等で掲載を  
してまいります。

また、私どもが利用しているふるさとチョイスの中でも、寄附の使途を掲載できるページ  
がございますので、そこに広報を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

#### ○1番（向井 正君）

総務省のポータルサイトに、ピックアップふるさと納税というページがございますが、御  
存じかと思えますけど、各自治体がそれぞれふるさと納税を活用されている事業について掲  
載されております。私も時折見ているのですが、そういった取り組まれている事業に賛同さ  
れて応援しようと思われる方も多分多いのではないかと思います。今回、ふるさとチョイス  
に掲載以降の反響でも実証されていますように、情報発信の影響力は大変大きいと思います。  
上峰町もこれから活用事業内容等も明確になるのですが、そういった情報発信については、  
何かお考えがあるのか、その辺ちょっとお伺いしたいと思いますけど。

#### ○町長（武廣勇平君）

向井議員が今御指摘いただきましたように、情報発信の影響力というのは大変大きなもの  
で、特に御寄附いただいた方々にその使途を明示するという事は、非常にこのふるさと納  
税の趣旨からいきましても大切なことだというふうに理解をしております。動画配信、  
フェイスブック等を通じて発信をしていきたいということで、まず第1弾につきましては、  
先ほど議員指摘いただきました遅滞を招いております返礼品の配送について、おわびを申し  
上げることと同時に、生産者の声を動画にまとめたARをDMで送りまして、それをスマー  
トフォンで確認できるような、そういう仕組みを取り入れていくのと並行して、お礼の品の  
使途について、先ほど申しましたホームページ等での掲載、あるいはふるさとチョイスに代  
表される、今後契約を結ぶであろうECサイト上においても発信をしていきたいというふう  
に考えております。

また、先ほど議員が御指摘されました総務省のピックアップについても、どういう仕組み  
になっているのか、私どもでちゃんと検討させていただきたいと思えます。

#### ○1番（向井 正君）

なるべく皆さんにわかりやすい内容の情報発信をお願いしたいと思います。

それから、上峰町は今回多くの方に納税者の皆様とかかわりを持つことができたんですが、  
新しく寄附していただく方を募っていくことも大切かと思えますが、今まで寄附をしてい  
ただいた方々に継続して応援していただくための対策、先ほどちょっと触れましたけど、リ  
ピーターさんをふやすためについては、何か特別考えていらっしゃるのか、ちょっとお伺い  
したいと思います。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

向井議員からリピーターをふやすための方策はという御質問でございます。

私どもチョイスから申し込みいただくわけですが、その際に、メールアドレス等を入力しなければなりません。そのメールアドレスを利用して新製品が出たら、その寄附された方にダイレクトでメールを送るというふうなことを考えております。

また、このたび、もう暮れになりますが、年賀状等をその寄附者の方に送りたいというふうなことを考えております。

以上です。

#### ○1番（向井 正君）

小野室長から今御説明いただきましたとおり、私もちょっとそういう同じようなことを考えていたので、例えば、暑中見舞いとか皆さんいただくと、うれしいもので、少し時を置いて寄附をいただいた方々に御挨拶のメールなどを配信するのもしピーターを獲得するための一つの考えでいいのではないかと思ひまして、その辺、ちょっといかがですかね。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

向井議員からのありがたいアイデアをいただきました。昨日から議員の皆様方にはふるさと納税につきまして、たくさんアイデアをいただきまして、ありがとうございます。実施できるように検討してまいりたいと思います。

以上です。

#### ○1番（向井 正君）

これからもより多くの方々に上峰町へのふるさと納税をしていただくためにも、返礼品の充実はもとより、そして活用事業に賛同して応援していただけるような情報発信の対応をこれからもよろしくお願いいたします。

この項はこれで終わります。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進んでよろしいですか。

3番目の交通安全対策についてということで、八藤丘陵交差点の事故防止対策はという御質問です。執行部の答弁を求めます。

#### ○総務課長（北島 徹君）

皆さんおはようございます。それでは、質問事項の3番目、交通安全対策についての八藤丘陵の交差点の事故防止対策はという向井議員さんからの御質問にお答えをいたします。

まず、改めまして、この御質問の場所でございますけれども、主要地方道中原三瀬線沿いの上峰の北部共同乾燥施設、その前を右折いたしまして、みやき町中原の高柳地区の方向に向かう途中にある交差点でございます。県道をまず右に曲がりますと、この問題になっている交差点の南西側に設置をいたしておりますカーブミラーがまず見えてまいります。さらに進みますと、ブドウ園の少し手前で、交差点、今度は北東側、反対側の設置しているカーブ

ミラーが見えてくると、そういう状況にございまして、この交差点を運転者のほうから見た場合、北から進んで南の方向に行きますと東のほう、それから東のほうから進行いたしますと北の方向、西の方向から進行いたします場合には南の方向、これが見えにくいという状況になっております。この見えにくい原因といたしましては、八藤丘陵側ののり面が道路よりも1.5メートルほど高いといえますか、逆に言うと、道路がずっと西側、南側に向かって下がってきておりますので、そののり面が視界を遮っているという、そういう状況にございます。

次に、この交差点にあります、現在の交差点付近の交通安全施設の設置状況でございますが、南西と北東の隅のほうにカーブミラーがおのおの設置をされております。合わせて2基設置をしております。それと、交差点の中央には、十字路の存在を示します十字の標示、それとそれを囲みます囲み線を設置いたしております。加えまして、交差点中央から町道を見た場合、それぞれ交差点中央から50メートルぐらいの位置のところに「交差点あり」という標示をおのおの4カ所設置いたしております。

さて、このお尋ねの事故防止対策でございますけれども、11月12日に町内の4カ所で、この交通安全に関係します町内危険箇所点検というものを、交通安全指導員の方々と建設課、それと総務課職員で町内を回って行っております。そのときに、この交差点につきましても、現地を確認させていただきまして、この現場でおのおの意見を出していただいております。その現場での協議の結果といたしまして、この交差点については、事故を防止するための防止対策というものはかなり高いレベルで行われているというようなことになりまして、今回は注意喚起看板を設置するというをまず行ったらどうかというようなことで意見の集約を見ております。

そういうふうになりましたので、その後、11月25日に、このときの意見のとおり南西側のカーブミラーの根元のほうに「危険交差点」の注意喚起看板を、それから北東側のカーブミラーの根元のほうに、「危険スピード落とせ事故多発」の注意喚起看板を設置いたしたところでございます。今後ともこの交差点初め、町内の交通安全の確保には関係各位の御意見、御協力を賜りながら行ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○1番（向井 正君）

今、北島課長から御説明いただいたように、あの交差点は、八藤丘陵ののり面との段差で、視界を遮っております、また角に電柱もございまして、安全確認が本当に大変しづらい交差点でございます。今回、注意の立て看板を2枚設置していただいたんですが、少し気づきにくいように思われます。ことしに入って3件の事故も発生しておりますし、幸い死亡事故にはなっておりませんが、車の大破とか、けがをされた方も出ております。やはり一旦とまってもらい、安全確認をしていただくような対策を講ずるべきかと思いますが、お考えを

お伺いいたします。

○総務課長（北島 徹君）

議員といたされましては、とまるようにしたらという御意見でございますので、地区の区長さんあたりと御相談をいたしまして、とまれというためには一時停止ということになります。一時停止となりますと、県の公安委員会のほうの決定が必要になってまいります。それで、そちらの御意見とか地区代表の区長さんの御意見とか、そういうことを賜りながら、その部分については検討をしてみたいというふうに思います。

以上です。

○1番（向井 正君）

実は私も看板設置していただいてから、何度か車の通行状況を見ていたのですが、やはり余り減速されずに通り抜ける方がかなりいらっしゃるんですよ。（傍聴席より携帯電話の着信音）

○議長（碓 勝征君）

傍聴席の方、携帯ストップしてください。

○1番（向井 正君）

やっぱり北側からと東側から交差点に進入する際は、直前でとまらないと安全確認ができず、また優先道路がはっきりしていないということもありまして、出会い頭の事故も考えられます。いずれにいたしましても、一時停止の標識標示というのは、先ほど区長さんのお話とかなんとかをお聞きしたんですが、住民の方たちもそういう話をされておりますので、ぜひ一時停止の標識とか標示の、公安委員会の担当になるとは思いますけど、そちらのほうへの要請とかをお願いしたいと思いますが、お考えをお伺いいたします。

○総務課長（北島 徹君）

早速、区長さんにお話をさせていただきまして、そういう御意見等もございますということで、話を先に進めてまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○1番（向井 正君）

ぜひ一時停止の設置のほうをよろしくお願ひしたいと申します。やっぱり一旦とまることによつて避けられる事故は多いと申しますので、ぜひ今後、一時停止の看板設置をよろしくお願ひしたいと申します。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（碓 勝征君）

以上で1番議員の質問を終わります。

次に、2番吉田豊議員、お願ひいたします。

○2番（吉田 豊君）

皆さんおはようございます。それでは、通告順に従いまして、質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1項といたしまして、子育て支援対策について。

その①出生祝い金創設、その後ということ、9月定例の折に今議会に具体的な案と予算関係まで、できたら示してくださいというお願いをしとったと思えますが、その後の経過について答弁をお願いしたいと思えます。

2番目といたしまして、タブレット端末購入助成ということをお願いをしておりました。前回の9月定例においては、公立高校と私立高校において差が出るということで回答いただきましたが、では、形を変えて中学校の卒業祝い金としてはどうですかという形でお尋ねをしたところ、卒業祝い金という形であれば全校生徒が対象になりますから、その分であれば検討できますということ、卒業生111人の一律30千円ということ、3,600千円ぐらいが必要になりますという数字まで発表いただきましたが、その折に12月定例に向けて予算を含めて提案できるようにスピードを上げて対応をしてくださいということをお願いをしておりました。それについて、どのような検討結果が出たのかをお尋ねしたいと思えます。

それから、3番目の項として、医療費助成の高校生までの拡大についてということ、これについても12月に向けて検討したいという答弁をいただいておりますので、その後の経過についてお尋ねをしたいと思えます。

それから、大きな項目の2番目といたしまして、定住化支援について。

その①の人口減少防止方策についてということをお尋ねをしておられます。9月定例において、まち・ひと・しごと創生室の小野室長から総合戦略の策定会議で、10月いっぱいにはそれが出ますということだったので、それについてはきのうの説明を受けまして、大まかな計画がわかりました。ただ、その中で抽象的な表現が余りにも多くて、非常に具体的な事業内容がわかりづらいという気持ちが湧きました。なぜかと言いますと、普通の事業で言うならば、5年間の計画ということ、でございますので、もう実施設計の段階に入っているんじゃないかなという形であれば、もう少し具体的にお示しがいただけないのかどうか。それについてお尋ねをしていきたいと思えます。

それから、2番目といたしまして集落間の人口比の平準化についてということ、これについては9月定例で小野室長のほうから、私は農振除外まで、農用地区域の見直しまで必要になってくるんじゃないですかと言った言葉に対して、管轄外という形で回答いただけませんでした。きのうの上峰町の人口ビジョンというのを見ていきますと、確かに、2040年と2060年の人口の推計がされておりますが、きのう6番の同僚議員も言われていましたように、今のままでいくと、こういうふうには人口が減っていきますということ、でございますので、じゃ、人口がふえるためにはどういうふうな施策があるんだということまで御提案いただけるような報告書に私は持っていきべきじゃないかと思えますが、それについてどのようなお

考えをお持ちなのか、お尋ねをしたいと思います。

それから、3番目といたしまして、農業振興対策についてということで、農業経営哲学の勉強会の開催ということをお願いしております。9月の折には、当初依頼していたもりもりファームの事業が撤退されたために、次の法人にその経過を交渉しておりますということでございましたが、その後どのようなようになったのかをお尋ねしたいと思います。

それから、2番目といたしまして、最近エゴマの効能といいますか、機能がマスコミ当たりでも、テレビでもよく出てきますが、6月に私のほうからエゴマの苗の配布をしておりますが、どういう方々に苗の配布がされて、今後どのような形で振興していただけるのか、その栽培計画についてお尋ねをしていきたいと思っております。

それから次に、4番目といたしまして、ふる里創生についてでございますが、以前、過去には上峰町の産業祭という形で牛1頭を解体して、上峰の住民の方に佐賀牛の肉の販売をして喜んでもらってあったわけですが、ここ最近、その産業祭がなくなっております。したがって、このふるさと納税で見ますと、4項目に分かれておるこの実際のこの4項目の中では4番目の町長お任せ、上峰町のさらなる発展に寄与するために必要と判断される事業についてもどうぞお使いくださいということで、316,417千円のふるさと納税をいただいております。これを6割の返礼品を外しても実際使える金額は126,566千円あるということになりますので、できるならば牛1頭では希望者が全て買えた状況ではありませんので、牛2頭でも3頭でもいいですから、上峰の住民の方々、希望される方々が喜んで佐賀牛の、しかも上峰の牛を食べていただくような産業祭がないのかということをお尋ねをしたいと思います。

以上、よろしく願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

吉田議員の質問でございます。1番目に子育て支援について、1つ、出生祝い金の創設、その後という質問について執行部の答弁を求めます。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

皆さんおはようございます。2番吉田議員の御質問でございます。質疑事項の1.子育て支援について。要旨、出生祝い金の創設、その後ということでございます。私のほうから答弁をさせていただきます。

9月議会におきまして出生祝い金の創設について御質問があったところでございます。その以降の取り組み状況でございます。町といたしまして、祝い金の拠出のあり方、いろいろな角度より検討をしております。町といたしましても、今後の若い世代の定住政策と、そういうことも視野に入れましたら、子育て世代の出生という大きな宝を設ける節目の祝い金、これは大切なことと理解をしているところでございます。この助成制度を考慮しつつではございますが、今後、上峰町への定住化、または担い手の育成強化を推し進めるためにも現状の人口の移動状況、世帯の移動状況等を見ますと、現在は就学児年齢に対しての世帯

移動等は少ないものの、賃貸住宅、アパートとか、コーポ等の増加等により就学前の児童を抱える世帯の短期間での移動は多いものとなっている傾向がございます。このような状況から、より効果的な財政投入の観点も十分に踏まえ検討いたしまして、今後、小学校へと就学をします児童を対象に入学祝い金としての助成制度を先行して実施していくことで、就学世帯の移動の縮減に対応していくよう進めてまいりたいというふうに考えております。

実施時期といたしまして、まず、小学校入学祝い金を平成28年度に向けまして、条例の整備等を図っていきたいと考えております。助成の金額といたしましては、入学児童1人につき約20千円程度ということで協議をしているところでございます。新年度予算にもこれは盛り込んでいきたいというふうに考えております。まず、子育て支援策の一環といたしまして、この助成制度を拡充させまして、今後は保護者のニーズ等も十分に検討しながら、段階的に中学校のお祝い金、または財政面も考慮いたしまして、出生祝い金などの方向性も今後は検討して考えていきたいというふうに思っております。

私からは以上でございます。

## ○2番（吉田 豊君）

出生祝い金でなくて、入学祝い金という形を変えたことで考えておるということでありがたいお言葉をいただいたんですが、先ほど住民課長から分析した中身を申し上げられたんですが、やはり、隣町のみやき町と吉野ヶ里町ではもう既に出生祝い金があるわけですね。じゃ、どこに住もうかというときには、やっぱり祝い金のあるならそこさい行こうかというふうに考えられるのが普通の皆さんの判断だと思うんですね。今申されました入学祝い金というのは、恐らく佐賀県でも初めてだと思うんですね。だから、住民の皆さんがどこに住もうかというときの判断材料には役に立つんじゃないかと思っておりますので、非常にいいことだと思いますので、ぜひ言われたように、28年の当初から、4月の入学から対応できていただくように3月定例で条例等の提案をよろしくお願ひしたいと思っております。

この項については以上で終わります。

## ○議長（碓 勝征君）

では、次に進みます。

2番目、タブレット端末購入助成について。

執行部の答弁を求めます。

## ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

皆様おはようございます。2番吉田豊議員の質問事項1.子育て支援について。

要旨②タブレット端末購入助成についてという御質問について、お答えをいたします。

議員から御案内いただきましたとおり、さきの6月議会で卒業祝い金など別の方法もあるのではとの御質問をいただきました。9月議会では、卒業祝い金として試算した場合の金額について御案内いたしました。タブレット端末購入助成並びにそれにかわる卒業祝い金、さ

らにいろいろな方法もあるのではという議員の御意見もいただきました。ほかの市町の取り組みとして、江北町と太良町が卒業祝い金について取り組んでおります。上峰町においては現在、上峰町への定住化、担い手の育成強化を推進するため、人口の移動状況、世帯の移動状況などを分析し、効果的な財政投入の観点を十分に踏まえ検討をしています。住民課長の答弁にもありましたとおり、上峰町においては小学生への入学祝い金を先行し、保護者のニーズなども分析しながら、段階的に中学校入学時の祝い金など拡充に向け検討していきたいという考えであります。県立高校のタブレット利用については、2年間の経験を踏まえ、3年目にはなお一層の利活用効果を推進されています。購入についても奨学金制度や貸付制度による分割払い、県教育委員会で紹介するタブレットパソコン以外の機種、手持ちの機種などを使用可能とするなど、保護者の負担軽減も図られています。よって、質問をいただいておりますタブレット端末購入助成並びにそれにかわる卒業祝い金につきましては、引き続き検討案件とさせていただきたいと思っております。

教育委員会といたしましては、国際感覚育成のための教育支援やタブレットパソコンでの学習環境を整備することで、子育てにおける定住化支援と位置づけ、推進しております。今年度新たに取り組みました中学3年生への放課後の補充学習や小学校6年生のオンラインマンツーマン英会話の継続、対象者の拡大について、子育て支援とさせていただければ幸いです。よろしく願いいたします。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

吉田事務局長からお答えをいただきましたが、何か9月から見ると後退したような答弁内容になっているように、私は聞き取りました。少なくとも、卒業祝い金でなくて全部の卒業生に対して対応するためには卒業祝い金という形でならば考えられますよという答弁ですから、少なくとも一歩も二歩も前進したような答弁をいただかないと、いろいろあなた方には口では負けるんですよ。毎日、日々勉強されているわけですからね。ですから、9月の定例で卒業祝い金という形であるならば検討できますということだったんで、じゃ、12月に向けて何とかスピードを上げて対応してくださいというお願いをしとったわけですが、今、あなたの考えを聞いていると、ほかんとばしようけんがようはなかですかというふうに、私は勝手に聞こえたんですが、あなたの本心はどうなんですか、やっぱりせんばいかんと思うとるのか、もうせんでよかばいと思うとるのかね。そこら辺ははっきりと聞かせてください。

## ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

9月議会からの後、上峰町全体での協議をさせていただきました。住民課も含めて子育て支援についてということでさせていただきました。そういう中で、上峰町としては先ほど住民課のほうで御案内されたように、子育て支援については順次行っていくという結論に達しました。私どもとしましても、その方向でと考えております。私どもができる範囲内で一生

懸命やっていますので、よろしく願いいたします。

**○2番（吉田 豊君）**

期待の持てるような持てないような答弁をいただきましたが、やはり、高校に入るときに子育てのその過程では入学の準備なり、かなりの出費が伴うわけですね。したがって、このタブレットを県立高校ではもう義務化しているわけですから、やっぱりそれに対する幾らかの助成をという形で、それは30千円でなくても、10千円で20千円でいいと思うんですよ。それを担当されるあなた方の立場で幾らならできますよというぐらいの気持ちを持って、今後、事務に精励をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

タブレット端末50千円の家庭負担ということでございますが、タブレット端末本体につきましていろいろと調べさせていただきました。時価総額は100千円を超えるものでした。それから、中身に学校の教材として多数の学校教材を支援するソフトが入ります。そこで、十分に200千円を超えるようなタブレット端末になります。その中で保護者の負担は50千円ということでございますので、そこで十分に保護者への支援は済んでいるものと私は考えます。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

200千円ぐらいかかるやつを50千円で保護者が負担するんだから、それ以上のことをやっておるようなことを申されましたが、その50千円の保護者の負担が何かの形で、今、35千円なんですよね、多分そうだったと思います、私の記憶では。その35千円の一部負担がままならんという家庭が結構あるみたいなんですよ。だから、そこを何とか、幾らかでも助成する、勉学を奨励するという気持ちでもってできませんかということでございますので、それについて最後のお答えをいただきたいと思います。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

保護者の負担については理解をしております。ただ、負担がままならないという部分につきましては、奨学金等の貸付制度、それから分割払い制度、そういうのを県のほうも考えられておりますので、そちらのほうで対応していただければと思います。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進んでいいですかね。

3番目、医療費助成の高校生までの拡充について、執行部の答弁を求めます。

**○住民課長（福島敬彦君）**

吉田議員の御質問でございます。子育て支援について、要旨③医療費助成の高校生までの拡大についてということでの御答弁をさせていただきます。

9月以降、高校生までの拡充について、また、県内20町の直近の状況を調査いたしました。

9月議会で御答弁を申しましたときから、2市2町ということで多久市、嬉野市、町ではみやき町、太良町が高校生までの医療費助成の拡大ということで、現状的には変わっていない状況でございます。町といたしましても、子育て支援の施策といたしまして事業計画、または保護者ニーズ等を聞きながら実施に向けて検討をした次第でございます。経過といたしましても、今後は佐賀県としての考えも先日開催されました県内自治体のトップ会議でございますGM21の中でも、子供の医療費の中学校までの拡充等も含めまして、子育て支援策の一環として協議議題となり、検討されているという情報も入ってきているところでございます。町の現状は申すまでもなく、現在、中学校の入通院までの医療費助成を行っているところではございますが、高校生を含めての高年齢児童への子育て支援については限られたものもでございます。つきましては、今後の上峰町の子育て世代の支援策、または子育て世代を助けるという意味も含めまして、平成28年度より高校生までの医療費助成の拡充に取り組んでまいりたいというふうに考えております。現在、対象児童といたしましては360名程度を把握しておるところでございます。今後、3月定例議会等におきまして、上峰町子どもの医療費の助成に関する条例の一部改正等の上程をしていきながら、御承認をしていただき、医療費助成拡充の保護者への周知を漏れなく行い、実施に向けて準備をしてまいりたいというふうに考えます。

私の答弁は以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

28年度から実施に向けて動かれるようでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、この項目は終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

2番目、定住化支援について。

1つ、人口減少防止方策についてという質問です。

執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

吉田議員から定住支援についてということで御質問いただいております。

昨日から総合戦略については何度も申し上げてまいりましたが、その総合戦略にさまざまな施策を計画しております。仕事づくりで新たな産業の拠点づくりという柱の中で、農業関連企業の誘致、バイオマス発電企業の誘致、また、まちづくりで交流拠点の設置、この交流拠点というのは道の駅を指しております。

このようなことで雇用の創出を図り、定住へ導いてまいりたいと思っております。また、総括質問の中で実施設計はどうなっているのかというふうな質問もございましたが、御案内のとおり、10月にこの総合戦略ができ上がったばかりでございます。まだ、その実施設計と

いう意味合いがちょっと私には理解ができませんでしたが、我々は農業関係に特化した総合戦略をつくっております。きのうも副町長のほうから答弁ありましたが、農業専門委員会などを立ち上げて、開催などもやっておりますし、既に行動はしております。また、この総合戦略が抽象的にはものになっているというふうなことを言われましたが、私としては、このように具体的には農業関連に特化した道の駅をつくるとか、農業関連の企業を誘致するというふうなことで、とても具体的な方策ではないかというふうなことを考えております。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

具体的に示しておるといふふうなことでお答えをいただきましたが、きのうも同僚議員から質問がございましたが、じゃ、道の駅どこにつくるんですか。まだ場所も決まっていないわけです。それで具体的に決まっているというふうな表現をされても、私たちとしてはなかなか納得いかない点があります。実施設計の意味がわからないということで、私に逆に問いかけられたわけですが、私がここで実施設計の段階というのは、通常の計画であれば10年計画ぐらいでいけますが、もう5年の計画ということであれば、もう実施設計の段階だからもう少し具体的に出せないでしょうかということをお願いしているわけですね。

ちょっと深く突っ込んでお尋ねしますけれども、じゃ、道の駅はどのような商品を販売して対応していくようなおつもりなのかをちょっとお尋ねしたいと思います。

## ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

道の駅でどのようなものを販売するかという御質問でございますが、私どもとしましては農産物、それに昨日から議員のほうから質問がございました、農産物を六次化した加工品を販売したいというふうなことで考えております。

以上です。

## ○2番（吉田 豊君）

私も時間があるときに、各地区の道の駅なりに妻と二人で出かけるわけですが、意外と販売高が多いところは農産物に加えて海産物のあるところが非常にお客の流れが多いように感じます。上峰にはその海産物の取り扱いができませんけれども、佐賀の魚市場なり、県内の漁協あたりと連絡を取り合って、その道の駅に海産物を置いたほうが私は売りに貢献できるんじゃないかというふうなことを感じますけれども、それについては室長の考えはいかがでしょうか。

## ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員から海産物も扱ったらどうかという御意見を賜りました。今の時代、このように交通網が発達した時代でございます。高速道路もありますし、輸送については生き魚を取り扱うことも可能かと考えております。そのようなことも考えながらやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

海産物も取り扱う、検討をするということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

あと1つ、私は申し上げたと思うんですが、上峰町人口ビジョンも資料が出ておりますが、同僚の6番議員からもきのう申し上げられましたように、減少するんじゃなくてふえる対策は何で考えられませんかと同僚からもあつてはいるんですが、私もその項目もちょっと、この防止対策の中で申し上げたと思ひますが、それに対する回答をいただきたいと思ひます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

人口減少ではなく、人口増に向けての努力をという御意見でございます。私ども総合戦略の中で4本の柱を立てております。これらを利用しながら、人口減少ではなく人口増に向けたような方策であるというふうなことを考えておりますので、その総合戦略に沿ったところで事業を実施していきながら、人口を減らさないという方向で進んでまいりたいと思ひます。

以上です。

**○副町長（米本善則君）**

ただいまの答弁に少し補足をさせていただきたいと思ひます。

今回の総合戦略につきましては、総合計画としっかりと組み合う形の中での総合戦略を立てておりますので、まず、基本としては本町における上峰町まちづくりプラン、こちらを今後もしっかりと進めていくということが大原則としてございます。今、申されたような人口減少等々につきましては、しっかりとその総合計画の中で対応していくということは当然でございますが、この総合戦略においても、まず仕事をつくり、人をつくり、地域をつくっていくという中で人口減少をとどめていく。特に、その社会減少の部分についての手当てをしていくということで、この総合戦略を取りまとめたところでございます。

以上でございます。

**○2番（吉田 豊君）**

私の解釈とちょっと違うように思うんですが、創生室というのは新しく上峰町をどのように作り上げていくということを企画立案していくところが創生室じゃないんですか。じゃ人口増の対策のために、ここに人口ビジョン、私、きのういただいたんで大体目を通したつもりなんです、将来展望を見据えて、こういうふうの上峰町をつくっていきますよという形であれば、私が先ほど言ったように、人口増の対策としてはどういうふうな方法がありますから、人口増対策のためにこういう施策を打っていきますよということぐらいまでは、この総合戦略の中に入れてもらえませんかということを申し上げているつもりなんですよね。

9月定例のときに、個人的な見解ですから結構ですので小野室長の考えをとお尋ねしまし

た。その項目は下の集落間の人口比の平準化ということでお尋ねしたときに、農用地区域、農振除外の見直しまでかけて検討すべきじゃないかということで申し上げたら、私の管轄外ですということで切られたわけですけれども、それを含めてあなたのところの仕事だと私は認識していますが、それに対してはいかがな考えでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

議員のおっしゃるとおりであります。将来の推計値を予測し、社会減を抑えるためのまち・ひと・しごと創生室でございまして、ちょっと今、先ほどの前の質問に対する補足答弁になると思いますけれども、推計では1.75に落ち込むであろう出生率を1.86に設定するために、こうした子育て支援等の充実を図っていくということでございまして、ただいまの質問に対しましては創生室長のほうからお答え申し上げますが、先ほどの補足とさせていただきますと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

まち・ひと・しごと創生室の仕事を言われておりますが、議員が言われるとおりでございます。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

きのうお示しいただいた、このまち・ひと・しごと創生総合戦略と上峰町人口ビジョンは27年の10月という形で両方とも出ております。このまち・ひと・しごと創生の総合戦略を含んだ上でのこの人口ビジョンということが出ているというふうに認識をしてよろしいでしょうか。それとも、これは全然別個ですよということで考えなければいけないのでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

人口ビジョンについてのお尋ねでございしますが、先日、3番議員の御質問の際にもお答え申し上げました。総合計画におきましては、過去の人口推移に基づき人口予測を行った結果、推計値を行っております。いわゆる国勢調査人口に基づくコーホート法、今回の地方版総合戦略につきましては、社人研の推計値を用い、また住民基本台帳と国勢調査をベースに同じくコーホート法を活用して人口予測を行っているということでございまして、より精緻な数値、予測推計値を出しているものでございまして、この人口ビジョンにつきましては、今後の町の推計値そのものであるというふうに理解していただければと思います。

**○2番（吉田 豊君）**

私は浅学非才なものですから、意味がよくわからなかったんですが、別ですよということで理解せんばいかんとですかね、じゃ。

**○町長（武廣勇平君）**

御質問でございしますが、これまで、この総合計画のつくり方にしても、予算の出し方についても、国の方針に従って大きく変わったということでございます。推計の仕方につきまし

でも住民基本台帳を加味しながら、より正確な数値を推計として出された団体の数値を用いることで、もっと詳細な分析をちゃんとかけながら、K P Iを設定していきなさいという国の方針でございますので、今後につきましては、人口ビジョンにつきましては総合計画よりも地方版総合戦略で示した人口ビジョンをもとに、我々も目標に向かって施策の充実を図ってきたいということで考えているということでございます。よって、吉田議員のお尋ねでございますが、別のものということかどうかということではありますが、総合計画の人口ビジョンと地方版総合戦略の人口ビジョンは別のものであり、より正確な数値推計を出している地方版総合戦略の数字をもとに施策を考えていくということになると思います。

○議長（碓 勝征君）

お諮りいたします。

一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、11時10分まで休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開します。

吉田議員の一般質問でございます。2番目の集落間の人口比の平準化について、執行部の答弁を求めます。

○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

吉田議員からの集落間の人口比の平準化についてという御質問でございます。前回、議会でも同じ質問をお受けいたしました。議員からは農振地区の見直しをしても、農村部の宅地開発は仕方がないではないかという御意見も賜りました。10月で策定をいただいた総合戦略では、農業関連企業の誘致をビジョンとして掲げております。前回、議会でも答弁したとおり、町有地としての工場用地は持ち合わせておりませんので、必然的に進出がされれば農地を開発するということとなります。

企業が進出した場合ですが、社員の方々のお住まいも確保することにもなりますでしょうし、これが議員の言われる集落間の平準化につながるということになるのかということについては疑問でございますが、こういったことを計画しているということでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

私が申し上げたいのは、9月にも申し上げたとおりなんですけど、まず、9月にあなたのほうから私の所管外という言葉聞いておりましたので、先ほど町長も創生室の仕事の中身だ

と、範囲内だというふうなことをいただいておりますが、まず、町の均衡ある発展という形からいくと、9月にも申し上げましたように、農村部もある程度の宅地化というのはやむを得ないのではないですかということを申し上げたんですが、今回も同じ中身です。

まず、先ほど1項のときも申し上げましたが、上峰町の町内の均衡ある発展のために人口減少が60年で1,380人減るような数字が出ておりますので、それをいかに少なくするか、あるいはそれよりもふやすのか、それはあなた方の創生室の考え方になると思うんですが、そのための方法として宅地開発をどことどことどれぐらいやっていきますよと、その中には公営住宅でもどれだけの人口を賄っていきますという、そういう中身の宅地開発あたりもしてもらわないといけないんじゃないかと、工場用地も上峰町の発展を考えたときにどこが一番ふさわしいのか、そういう観点から10年後、20年後の上峰町の姿というものを頭の中に描きながら、土地利用計画の見直しをしていただきたいというふうな気持ちでおります。

以上です。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

議員が言われます町の人口の均衡的な発展と言われることはよくわかります。土地利用計画につきましても私の所管でございますので、今後、そういったことを勘案しながらも進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

#### ○2番（吉田 豊君）

ありがたい言葉をいただきましたので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でこの項を終わります。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

3番、農業の振興対策について。1つ、農業経営哲学の勉強会開催はという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

#### ○産業課長（江崎文男君）

皆様おはようございます。私のほうからは農業振興対策についての農業経営哲学の勉強会の開催ということで答弁申し上げます。

この勉強会につきましては、ことし3月議会にて吉田議員より質問として出された件でございます。この勉強会の開催がおくれていることにつきましては、おわびを申し上げたいと思っておりますのでございます。

この勉強会の開催につきましては、年明けの2月を予定しております。今現在、営業コンサルタントのプロデューサーと打ち合わせに入っており、農業関係者約80人を対象として開催する予定でございます。

以上でございます。

○議長（碓 勝征君）

では、次に進みます。

2番、エゴマ栽培について。

執行部の答弁を求めます。

○産業課長（江崎文男君）

続きまして、同じく農業振興対策の中のエゴマ栽培につきまして答弁申し上げます。

議員より頂戴いたしましたエゴマの苗の配布先につきましては、7名の方にエゴマの特徴、栽培方法、レシピ等の資料と一緒にお配りをし、モニタリングをしてもらったところがございます。エゴマの栽培が初心者ということもありまして、途中で枯れたり、収穫時期がおくれたため、種がはじいて落ちてしまった方もおられるということの結果が出ております。収穫をされた方につきましては乾燥させ、ゴマとして食するという事で来年度以降、このエゴマ栽培を継続されるという話は残念ながら聞けませんでした。

そういう中で、6月議会でも紹介しましたが、ことし圃場の中にエゴマを栽培された方がおられ、この方は来年のために種をとって面積をふやしていきたいと申されているところでございます。今後は、この方の栽培状況を注視していきたいと思っているところでございます。

以上です。

○2番（吉田 豊君）

このエゴマの機能については、今まで過去、何回か申し上げておりますので、あとオリーブ油も取り上げられておりますが、オリーブは収穫するまで数年かかります。エゴマについては1年生の植物という形で種をまいて、その年に収穫できるということでございますので、今後、道の駅もつくっていくというふうな計画もございますので、上峰の特産品として、できれば振興していただきたいというふうに考えますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○産業課長（江崎文男君）

ただいまの質問に対しまして答弁申し上げます。

町といたしましては、町が推奨品としての位置づけで、このエゴマの栽培を行政のほうで展開していくということにつきましては、今現在考えておりませんが、先ほど御紹介しましたとおり、来年度もふやしていくという方もございます。このような方が一人でもふえ、またJAとか、県の技術指導がどのようになるかわかりませんが、その栽培技術の確立が必要ではないかと思っているところでございます。そうすることによりまして、栽培面積がふえることにより、安定した収量の確保をすることができるということで、先ほど議員からも申されましたとおり、道の駅構想の中の加工場の設置の計画もございます。このような取りかかりが今から先、行政とJAとか、道の駅、それと栽培される農家の方々との間で特

産品としての開発に進むことができるものと思っておるところでございます。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

4番、ふる里創生について。1つ、ふるさと納税を活用し、上峰町産業祭を復活できないかという質問でございます。

執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

吉田議員からのふるさと納税を活用し、上峰町産業祭を復活できないかという御質問でございます。私がふるさと納税を所管しておる関係上、私のほうから御答弁さしあげたいと思います。

先ほど来、向井議員の質問で答弁しましたとおり、町の総合戦略の柱に合わせたところで利用用途を変更しようと今、現在やっているところでございます。

2のまちづくり事業では、各種産業が発展していくような交流拠点の整備、3.仕事づくり事業では地場産業の振興の推進などに利用するというふうに、利用用途を規定しております。これに産業祭などを当てはめることは可能だというふうに考えております。

以上です。

**○2番（吉田 豊君）**

ふるさと納税の金を産業祭に使えることは可能だというふうなお答えをいただきました。最終判断は町長だと思います。町長、いかにお考えでしょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

ただいま創生室長のほうからお答え申し上げましたように、まちづくり事業、あるいは仕事づくり事業に当てはめることが可能だと思っておりますし、産業祭という形か、その他の形か、まちづくり実行委員会を中心に、こうした町のにぎわいを行っていくことを主体的に行っていただく団体に協議が必要だというふうに思っております。これは皆さんの協力がなければ、もちろん肥育農家の方々もそうですけれども、協議が必要になると思っておりますので、そうした会議があった際に提案をしてみたいと、議会のお声ということもありまして提案をしてみたいというふうに考えているところでございます。

**○2番（吉田 豊君）**

提案をしてみたいというふうなお答えをいただきましたが、その産業祭のあり方について、これは要望にとめておきますが、過去の事例を見ますと、やはり肉が不足して希望者全員に行き渡っていないわけですね。それは、全額、町の予算で牛を潰しとったわけですから、予算面でも規制がかかったと思うんですが、今回、このふるさと納税を活用していくという形であれば、ある程度の金銭的余裕もあるようでございますので、一頭といわず2

頭でも3頭でも希望者があれば、町民の皆さん全員に食べていただけるような対応を考えてもらえないかと。そうすることによって、上峰町民でよかったねと、そのためには、表現は悪いんですけども、他町との上峰町内の皆さんとの差別が出ると思うんですが、これはやむを得ない、上峰町民に限って購入、例えば広報誌に1回だけ肉の購入予約券みたいな一角をつくって、それを持ってきた人たちに販売をするという形になれば、よその皆さんは買えないわけですから、やっぱり上峰に住んどってよかったという、そういう町民の皆さんの感情も出てくるんじゃないかというふうに思いますので、その点まで御配慮をいただけたらと、これは要望にとどめておきます。

○議長（碓 勝征君）

以上で、2番吉田豊議員の質問を終わります。

次に進みます。

4番寺崎太彦議員、お願いいたします。

○4番（寺崎太彦君）

皆さんおはようございます。議長の許可がおりましたので、一般質問通告書に沿って一般質問をさせていただきます。

先日、フィギュアグランプリファイナルの羽生結弦選手が世界最高得点で優勝され、また、バドミントンのスーパーシリーズファイナルのシングルで男女とも初優勝、そしてまた卓球でもグランドファイナル男子ダブルス優勝など、日本人選手の活躍が日本中に歓喜や感動を与えたと思います。また、その選手を見た佐賀県の子供たちが2020年の東京オリンピックで活躍できたらいいなと、私個人としてはスポーツを見て思いました。

それでは、通告書に沿って質問させていただきます。

大きく6項目上げております。

まず1番目、地方創生の取り組みについて。まず、その中の1点目、先月、町が策定した総合戦略の中身はとして、先日から同僚議員も質問されておりますので、また、似たような質問になるかと思いますが、確認の意味でしていきたいと思いますので、そこは御容赦よろしくお願いいたします。

その次の項目、町の定住奨励制度の創設の考えはとして上げております。近隣市町村でもされておるとは思いますけれども、答弁のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、大きな項目2点目、鎮西山の管理について。その中の1点目、樹木の管理はとして上げております。鎮西山の中の町道付近の樹木の伐採、草刈り等はされておりますけれども、鎮西山の総合的な樹木の管理等はどのようにされているかということを知りたいと思います。

その次、遊歩道の再生と管理は。以前、遊歩道に関して質問をしていきましたけれども、それ以降、どのようにされているか確認をしていきたいと思います。

次、大きな項目3点目、農業振興策について。その中の有害鳥獣対策はとして聞いていきたいと思います。先日、タカ匠を連れてこられて、カラス対策をされておりましたけれども、そこら辺、全体的なところを聞いていきたいと思います。

次に4項目、環境対策について、外来生物への対策は。ことし、韓国から対馬、北九州へとスズメバチが来たという報道でありますけれども、人間に危害を加えるものから、ブラックバスとか自然環境に影響があるのではないかと思い、質問させていただきます。

次の大きな項目、5点目、庁舎南側駐車場について。先日、更新をされております。その内容をお聞かせいただければ。賃借ではなく、購入すべきではないかと思い、お尋ねをしていきたいと思います。

次の項目、6点目、消防巡視について。今まで秋の火災予防週間には各部への巡視がございましたけれども、ことしはそれがされておりましたので、そこら辺を聞いていきたいと思います。

以上の項目をよろしく願いいたします。

#### ○議長（碓 勝征君）

寺崎議員の質問でございます。1番目、地方創生の取り組みについて、1つ、町が策定した総合戦略の中身はということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

寺崎議員から地方創生の取り組みについてという中で、町が策定した総合戦略の内容についてという御質問でございます。

昨日来、何度となく同じ質問がございましたので、お答えをしております。重なった部分があると思いますが、御容赦願いたいと思います。

まず、まちづくりビジョン1として、「しごと」づくり、新たな産業の拠点づくりを目指します。まちづくりビジョン2として、「まち」づくり、交流拠点、道の駅の設置やICTを活用した情報発信拠点の整備、農産物の6次化の推進を目指します。まちづくりビジョン3として、「ひと」づくり、農業関係機関の協力をいただいた農業人材教育拠点の整備、小・中学校の児童・生徒を対象にした外国語教育の強化を目指します。まちづくりビジョン4として、「地域」をつなぐ、タウンプロモーション協会を設置し、町内温泉施設と道の駅などと連携した観光ルートの開発、吉野ヶ里遺跡と連携した農業体験ツアーや歴史体験ツアーの開発を目指します。

以上、この4点をビジョンとして持ちながら、今後5年間の計画とすることを総合戦略策定委員会のほうで決定をいただきました。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

この総合戦略の中身なんですが、4つビジョンがありまして、これを5年間でやっていく

ということなんですけれども、これは一年一年この4つの項目ごとに数値目標とか、この検証に当たってP D C Aサイクルを導入していくということでありまして、これは一年一年の目標値、数値等が設定されておるかどうかをお聞きしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

この総合戦略について、数値目標を設定いたしております。このK P Iにつきましては、5年間のトータルでのK P Iとなっております。また、P D C Aにつきましては1年単位で行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

そのP D C Aサイクルを導入して一年一年検証していくということでありまして、検証していくに当たっては、総合戦略策定委員会が検証していくということでしょうか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

策定委員会がそのまま検証委員会というふうなことになると思われま。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

それでは、その総合戦略策定委員会の役目、これを見ると、提案、助言、検証とありますけれども、年にどれくらいこの委員会を開催していくのか、また、この数値目標、平成27年度の——もう時間がありませんけれども、この4つの項目の目標等があると思いますので、その数値目標を教えてくださいたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

策定委員会での検証を年に何回行うかという御質問でございますが、平成28年度の当初予算で織り込みたいと考えておりますが、年に一、二回ということを予定しております。また、各それぞれの施策のK P Iはどうなっているかという御質問でございましたが、総合戦略の中を見ていただきますと、それぞれの業務の評価指標、K P Iを示しておりますので、いちいち説明すると時間がかかりますので、ごらんいただければというふうに考えます。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

5年といっても、もう27年から始まって、既に12月ですので、実質4年でしていかないといけないので、27年度で具体的にされた目標数値、お示しできるものがあれば、お示ししてください。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

示せるような実績があるかという御質問でございますが、現在のところ、10月に完成したばかりでございます。先ほど来、副町長のほうからも申し上げますとおり、農業専門部会を立ち上げて開催をしております。それに加えて、トレーニングファームの補助金申請等、県

のほうにも出している旨を聞いておりますので、そういうのが実績ではないかというふうに考えております。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

この資料の2ページに、このまちづくり概要、「農工併進から農商工併進へ」と書いておりますけれども、これ実際に中身を見ると、きのうも同僚議員からの指摘もありましたけれども、農業は事細かに書かれておりますが、「商工併進」とか書いてありますので、商業への取り組みについて説明があればお知らせください。

#### ○副町長（米本善則君）

ただいまの御質問と、それから先ほどの実績等についても少し補足をさせていただきたいと思えます。

総合戦略の20ページ、まちづくりビジョン2の「光BOX等ICTを活用した情報発信拠点の整備」というところの「解決方法」のグリーンで塗られているところ、ここにもございますとおり、現在、「光BOX配付によるICTインフラの普及整備」ということで、追加で申請しておりました800台の光ボックスの予算措置をいただいたと。これは10月30日にこの総合戦略を策定したことを受け、国のほうから交付決定をいただいていると。今後、これによりまして、インフラ整備のための光ボックスの購入を図っていくと。また、その予算の中で、タウンチャンネルの構築の予算についても整備していくというようなことで、これは今年度予算がつきましたので、取り組んでいくような実績になるかと思えます。

それから、その中に「貨客混載型のオンデマンド公共交通の導入」というところがございますけれども、これはこの総合戦略の中でもかかわりがあるところですが、今現在、公共交通の見直しの協議会が立ち上がっております。これと連動していくということで、こちらもしっかりと実績として今年度取り組んでいっているという状況でございます。

いずれにいたしましても、今年度の取り組みの成果というのは、また、先ほど室長申し上げましたとおり、検証の中でどの部分が進んだかということをしっかりとききわめていくというふうなことで考えておりますので、こちらまたその都度、議員の皆様方にも御説明させていただくことになろうかと思えます。

それから、先ほどの御質問、「農商工併進」の商の部分についての御質問でございます。

こちらにつきましても、ここで、まちづくりビジョンで申し上げている商業、工業の並進というものにつきましては、従来は農業と、それから工業団地は工業団地で発展されてきて、農業関係と工業、商業関係の発展がクロスする発展の仕方をこれまでしてきたかということ振り返りますと、なかなかそうはなっていなかったんでなかろうかというようなお話から、今回、このまちづくりビジョンでは農業関係の産業誘致、それから道の駅、加工場等々の創設に伴いまして、町のいわゆる商業分野の活性化につなげていくというようなところを見据

えた戦略になっておりますので、こちらのほうも今後、道の駅だけが進んでいくというよりは、町のいろんな分野との連携というのも図られていくような枠組みをつくっていく必要があると考えておりますので、こちらについても今後検討を進めていくことになろうかと思えます。

以上、補足でございます。

#### ○4番（寺崎太彦君）

この総合戦略、よくできているのかなと私個人は思います。農業問題も減反政策の廃止や補助金の廃止と、平成30年には農業が大きく変わっていくのかなと個人的には思っております。それによって、上峰町の農業も今までの農業じゃなくて大きく農家自体も変わっていかなければいけないので、このように具体的に示しております農業問題もしっかりここで書かれており、今までは「農工併進」から「農商工併進へ」と商業が書かれておりますので、商業も今までは商工会の中では農業ばかりしているのではないかとかいう話もあったので、ここで商業が出てくることで、商業も一緒に発展していくのかなと個人的には思いますので、この4つの項目で1年ごとにPDCAに基づいて数値目標でしっかりされていくということでもありますので、きのうも同僚議員からもありましたように、この戦略会議、議会代表は入っておりますけれども、議員の皆様にもそのステップごとに報告をよろしく願っていたと思います。

以上です。

#### ○議長（碓 勝征君）

この項目、いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

2番目、町の定住奨励制度創設の考えはということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

寺崎議員のほうから、町の定住奨励制度創設の考えはという御質問でございます。

私が考えました定住奨励制度というのは、住まいや移住者に対する奨励制度ということで御答弁申し上げますと、現在のところ検討はいたしておりません。将来的には、総合戦略でもビジョンとしている農業関連の教育拠点づくり、トレーニングファーム等で研修した人材を上峰町に取り込むような奨励制度が必要になるのではないかというふうに考えております。また、先ほど住民課長のほうが答弁いたしましたので、医療費の助成や入学祝い金などが創設できれば、それも定住奨励制度になるのではないかというふうに考えております。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

それでは、さっき室長が言われた内容等の定住奨励策が、近隣市町村ではどのようなのがされているか、把握できておれば報告してください。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

近隣市町村の状況はという御質問でございます。

私、ネットで調べておったんですが、「市町の定住・移住の支援」という佐賀県が持つておるポータルサイトでございました。吉野ヶ里町は、「転入者向けの定住・移住支援施策はありません。」というふうに明示されております。みやき町につきましては、定住促進住宅の整備、「子育て世代を主軸とし、Uターン、Iターン等の中堅所得者向けの定住促進住宅の整備」というのを掲げられております。あと、空き家バンク制度として、「空き家を売却・賃貸したい人から申し込みを受け、空き家を購入・賃貸したい人へ情報提供」を行っているというふうなことが掲げてあります。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

佐賀新聞の記事なんですけれども、大町町の定住奨励策が記事に載っておって、そこをちょっと読みたいと思います。

町に住宅を購入して移住・定住する世帯に最高で1,000千円超を助成する杵島郡大町町の定住奨励制度は、2013年度の開始から2年半で45世帯が利用した。助成総額は約50,000千円で、定住効果は約160人。町は「予想以上の利用」と分析している。

制度は町に新しく住居を購入して定住する世帯に助成する。土地、建物合わせて5,000千円以上の新築に1,000千円、中古購入は総額の3%を助成する。施工に町内の業者を使えば300千円プラスされる。町外からの転入の場合は、中学生以下の子ども1人当たり300千円を加える。

利用状況は、13年度が17世帯、14年度が22世帯、15年度が9月までの半年で6世帯で、転入が64%を占める。定住人数は13年度67人、14年度74人、15年度20人となっている。これまでの助成総額は4,991万800円。

転入は近隣市町を中心に県東部や福岡、長崎からの移住もあった。町外を含めて複数の候補から大町を選んだという転入世帯は「最後の決め手は家の内容だったが、1,000千円も大きかった」と記事では書いてあり、非常に好評でした。

今、人口ビジョンに基づき総合戦略をつくられておりますけれども、その人口ビジョンもこのような、先ほども同僚議員から人口増の対策とか言われておりましたけれども、私個人は、そのように人口増の対策をしてやっこの人口ビジョンの数字になっていくのかなと、全然していかなかったら、もう少し下降線に行くのかなと思います。

やはり今、住宅業界はかなり好調だと聞きます。それは17年度の4月に消費税アップ、それから相続税の緩和、生前贈与の拡大等あり、若い世代へ資金を移して、その若い世代がお金を使うように国がしておって、これはやはりこの新築、家を建てる若い世代は30代、40代だろうと——それ以外でもおられるかと思いますが、その若い世代が少しでも、何か町からの補助とかあれば敏感に反応してくるのかなと、私個人は思います。町もそのように

対策を打っていかないと、なかなかこの人口ビジョンに沿った、計画どおりに総合戦略も立っていかないかなと個人的には思いますけれども、また、再度のお尋ねなんですけど、定住奨励策の検討の考えはいかがでしょうか。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思いますけど、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。したがって、13時まで休憩いたします。

午後0時 休憩

午後1時 再開

**○議長（碓 勝征君）**

再開いたします。

寺崎議員の質問の途中でございます。2番目の町の定住奨励制度創設の考えはということで述べられております。執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

寺崎議員のほうから、大町町の定住奨励の件について御報告を受けたところですが、大町町の定住奨励も一つの町としての方策だとは思いますが、財源の裏づけが必要となります。その財源が枯渇したときは、その奨励金をどうするのかと、そういう問題も発生しますし、また、昨年度家を建てて今年度からそういう奨励金が始まったと、そういう不公平感も否めない。去年建てた人はもらえず、ことし建てた人はもらえると、そういう不公平感も否めないという感じはいたします。

上峰町においては、家を持たれる方というのは、小・中学生の児童・生徒をお持ちの御家庭の方が多いと思われまして。そういったところで、保護者の方については、教育というのは非常に興味があるところだということなので、上峰町はICTを利用した教育を推進しております。これについては、他町では類を見ない教育だというふうに思っております。また、先ほど申し上げました医療費の助成、これにつきましては上峰町に住まわれたら皆平等にその恩恵にあずかるわけでございますので、不公平感は発生しないというふうに考えておりますので、そういったところで定住奨励を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

先ほど室長が補助金を創生したら前の年に家を購入した人への不公平感があるとか言われる、そうであれば医療費の補助金とか創設した場合、もちろん前年度までではなくて、新しくそんなふうに補助金をするということはできなくなるんじゃないかと思えます。また、実際、

大町町でこれだけ成果が出ているのであれば検討の余地はあるんじゃないかならうかと思いますが、町長の答弁のほどよろしく願いいたします。

**○町長（武廣勇平君）**

寺崎議員の御質問でございます。今、担当室長が申しました話は、恐らくこういうことだと思いますが、既存の定住者の方々と新規の定住者の方々、新規の定住者に直接的に支援するということがアイデアとして大変インパクトもありますし、地域外にも発信力があると思いますが、まずは既存の既にお住まいになっておられる定住者の方々も含めて、他の市町と比較して不十分な町のソフト事業を延伸することから始めた上で、そうした新規の方々に対する支援ということを考えていくほうがよいのではないかということであろうと思います。

私も直接的に新規の定住者をふやしたいという思いはございますけれども、そのことだけで町全体の住民の満足度が上がるかということを考えますと、そういうものでもないかなというふうに考えますので、まずは町におられる方々が満足のいく住民生活を感じていただくための他の市町に比べて不足している部分をしっかり補っていくことが大切かなというふうに感じております。特に、そのさまざまある支援策の中でも転入人口が比較的顕著な世代の方々に注目して、先ほどからる議員の皆様方からの質問にお答えしておりますように、ソフト事業を延伸していくことを始めさせていただければということと考えておりますので、議員御提案の定住化奨励支援という意味でのアイデアについて、そのアイデアが悪いものではないというふうに感じておりますし、頭の中に入れておきたいなというふうに感じております。

**○議長（碓 勝征君）**

いいですか。——はい。

次に進みます。

2番目の鎮西山の管理について、1つ、樹木の管理はということで、執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

寺崎議員のほうから、鎮西山の管理について、1の樹木の管理はということでございます。

鎮西山の樹木管理及び草刈り費用については、平成14年度決算額16,800千円をピークに、財政状況もあり、昨年度決算は約4分の1、4,321千円というふうになっております。現在は予算の関係から必要最小限の剪定、車道及び遊歩道周りの草刈り作業のみを委託し、車道付近での倒木処理等は職員の手で、可能なものはできる限り担当課で実施をしている状況であります。防除や松くい虫対策については、手つかずの状況になっております。予算が不足する部分については、県営事業等を積極的に活用すべく、現在、平成28年度県営治山事業に伐採、植栽、除草を要望している状況でございます。

また、地元地区から木に取り巻くカズラ、また枯れ枝、側溝に枯れ葉が詰まるという報告

がっております。来年度に向けて、地元地区と鎮西山の管理を委託できないものかというふうなことで検討をしている状況でございます。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

予算の都合があり、なかなかされておらないような感じですがけれども、決算書の中に杉の木ですかね、185本、資産として上がっており、この185本の管理はどのようにされておるか、御答弁よろしく願いいたします。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

寺崎議員のほうから杉の木185本があるという旨のことを言われましたが、鎮西山には植わってはいないはずでございます。私が思うに、昔の学校林といいますか、その杉の木のことだというふうに理解しておりまして、私の管轄ではございません。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

そこは鎮西山じゃなくて学校林ということでした。でも、鎮西山の中にも樹木があり、その樹木が適切に間伐されずに、ことし奥の院では樹木が倒壊したということもあり、鎮西山自体の荒廃が目立っているんじゃないかなと個人的には思います。その奥の院の木が倒れてきたところを見ると、まだまだかなり倒れそうな木もありますけれども、あそこら辺は個人所有とかいろいろ権利があると思いますけれども、そこら辺の権利、誰が管理してあるのか、そこら辺はどのようになっているのでしょうか。

**○建設課長（白濱博己君）**

先ほどの奥の院のところで、大きな木がことしの梅雨等々で倒れておりました。地元のほうからも要望があつておりましたし、また奥の院を管轄する方々も危険ということで要望が上がっておりました。その木がどこに生えているかということで現場に行き、調査しましたところ、水路敷——国からもらっている法定外公共物、水路敷でございました。ということで、水路というふうなことでありますと町の管理、建設課ということでございましたので、協議を重ねて、切ったほうがよかろうという判断のもとに伐採したという経緯がございます。

私のほうから以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

土地の管理者についての御質問でございますが、鎮西山の奥の院のエリアに限っての御指摘なのか、その他、学校林のある全体を指されているのか、ちょっと定かではございませんが、個人所有であるかどうか確かめて、後刻報告させていただきたいと思っております。

**○4番（寺崎太彦君）**

鎮西山の中に河川が流れており、あのようによく木が倒壊したりとか土砂崩れが起きるといったことがあれば、災害等の発生も起きるかと思ひ、そこら辺の管理をしていただきたいと思います。

ます。

それと、今、鎮西山の中に竹林問題というか、竹がかなりふえてきているのではないかと私個人は思います。竹というのは毎年3メートルほど地下茎を伸ばして、そこからタケノコが生えて、わずか二、三カ月で数十メートル、どんどん伸びて、元気なタケノコはもう木を超えて林の中の雑木の光を遮って、その木を枯らしてどんどん竹林になっていくと言われております。それで、木の根っこは横にも広がって、縦にも広がり、土砂崩れを防いでおると言われております。しかし、竹は横に広がるので、急斜面にそんなふうに竹が密集してくると、それが原因で土砂崩れを起こすとかも言われておりますので、その竹林の管理というか、そこら辺はどのようにされるのでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

現在、私どもがやっている樹木管理におきましては、竹の管理について含まれておりません。アスレチックの近くの——これ多分ですが、コガネダケというものを当時は植えておりました。それは鎮西山の開発を町が引き受けて植えたものというふうに考えておりますが、その辺、私ども認識不足でございましたので、来年度の樹木管理については、その辺の竹の伐採等も考えながら、実施していきたいというふうに考えます。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

予算の都合もあり、なかなか厳しいところがあるかと思えますけれども、鎮西山の中にはシイタケの原木になるようなドングリの木とかたくさん生えており、自己責任でそんな木を一般市民が切ってシイタケの原木や、またはまきストーブの燃料になるような木があると思えますけれども、そのようにお金をかけないで樹木の管理といいますか、森の中にそのように人が入れば、ある程度要らない木を切ったり、また植樹したり、このサイクルが生まれて健全な鎮西山になるかと思えますけれども、そこら辺は一般市民に自己管理で伐採できるのかどうか、そこら辺はできるのか、答弁をお願いいたします。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

民活の力をかりて山を管理しろというような御意見だったと思います。以前、ことしでしたか、台風で鎮西山の倒木が四、五本ございました。その折、地元の区長ともお話をしておったんですが、こういった倒木を先ほど言われましたまきストーブ等の燃料に欲しがるともいるよと。だから、そういうものを広報紙とかに掲げて、その処理をその方々に頼んだらどうかという御意見も賜りました。

そういったアイデアもあると思えますし、先ほど言われました倒木していない、間伐するという意味だと思えますが、そういった木については私どももよく、鎮西山の中の木がどういう状況であるかと、車道から見る限りの状況としては把握はしているんですが、山の中に入っただけの木の状態というのをよく把握しておりません。ですので、この辺の木の間引きして

いいよとかいうことが、現在は資料を持ち合わせておりませんので、そういったことができ得ることであれば、よりよく鎮西山の状況を把握してやっていけるものは検討していきたいというふうに考えます。

以上です。

**○産業課長（江崎文男君）**

鎮西山の中の伐採、伐木というお話ですけれども、これは平成元年度あたりから県営事業として生活保安林事業の中で整備されております。そういう中で、その区域内につきましては県との協議が要りますので、勝手に伐木、間伐等についてはできないということになっていきます。

**○4番（寺崎太彦君）**

さきの答弁、県営のところは勝手にできないということでしたけど、そしたら、それ以外のところはできるということですか。

**○産業課長（江崎文男君）**

その区域外については個人有、それと国有林がございますので、どちらにしても、個人有であれば個人さんの許可が要りますし、国有林については営林署関係の許可が要るかと思えます。

**○4番（寺崎太彦君）**

昔、サティの周辺も下津毛の山があり、うちの親に聞いたら、小さいころ、あそこら辺に薪を拾いに行ったとか、三根の人は今の工業団地の山に薪を拾いに行っていたそうです。やはり昔はそのように森の中に人が入って薪を拾ったり、それで管理されてきたのかなと。もう今はそんなふうに燃料にするように森の中に入ることもなく、なかなか荒れてきているのかなと私個人は思います。

ですので、だからといって、鎮西山を荒らすわけにはいかないのです、知恵を絞って、そのように荒廃させずに、鎮西山の樹木をきちんと管理して、災害等が起きないようにしていくことが大切かなと思います。

これで終わりたいと思います。

**○町長（武廣勇平君）**

鎮西山についての御質問でございましたが、ここの管理については、環境美化という視点でいろいろなアイデアをいただいたところでございます。地権、所有の関係はあると思えますけれども、できる方法を模索して、できるだけ住民の方々の思いというものも届いておりますし、住民の方々でその管理を行っていききたいというような意向も兼ねてから聞き及ぶところでもございまして、個人所有の方々の許可であったり、県の許可が必要であれば、その場にも私も足を運んでみて意見交換をさせていただきたいというふうに思っております。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

2番目の遊歩道の再生と管理はという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

寺崎議員の2番目の質問でございます。遊歩道の再生と管理はということでございますが、現在、遊歩道周りの草刈り作業は業者に委託をして、年1回実施しております。県営事業等を積極的に活用すべく、現在、平成28年度県営治山事業に遊歩道の階段補修を要望しているところでございます。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

以前、同じような質問をさせていただいたとき、遊歩道もたくさんあり、中にはどちらに向かうのかわからないように、そのときは標識みたいなのを付けたいと課長の答弁があったんではないかと、それと鎮西山の入り口の地図があり、そこもちょっと消えかかっておったんですけれども、そこはどういった状況でありますか。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

標識と入り口にある地図ということでございます。私、7月から現職についておりますので、ちょっと認識しておりません。今議会終了次第、現地のほうに赴き、確認をしたいと思っております。

また、標識については、矢印でこちら山頂というふうなことで、それについては原課でできるようなことでございますので、議会終了後に早速つくっていきたいというふうに考えます。

以上です。

**○4番（寺崎太彦君）**

今、森林セラピー、森が心身を癒やしてくれるということは昔から知られており、森林浴として親しまれて、そしてこの森が持っている癒やし効果を生かして心の元気を取り戻す、それが森林セラピーと言われております。また、滝にはマイナスイオン効果があると言われております。まさにこれが奥の院ではないかと。また、自然の中のウォーキングによる健康効果も期待できるのではないかなと思います。そこら辺を考えた上で、今は町道、舗装されたところを散歩されておるようでけれども、本来であれば、遊歩道を通して健康になるように、住民以外の町外の方が安心して楽しめるような遊歩道をつくっていただきたいと個人的には思いますので、よろしく願いいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進んでいいですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）

3番目、農業振興策について、有害鳥獣対策の現状はということでございます。執行部の答弁を求めます。

#### ○産業課長（江崎文男君）

私のほうからは、農業振興策についての有害鳥獣対策の現状につきまして答弁申し上げます。

有害鳥獣対策につきましては、有害鳥獣駆除及び箱わな管理に伴う委託契約を佐賀県猟友会三養基支部と締結し、有害鳥獣の駆除を行っております。

契約期間中の昨年度の捕獲頭数につきましては、鳥類が10羽、イノシシ28頭、今年度の現在までの捕獲頭数につきましては、鳥類が8羽、イノシシが17頭でございます。

また、今年度、ワイヤーメッシュの購入1,520メートルを予定しております。来年度につきましては、鳥栖三養基有害鳥獣広域駆除対策協議会へワイヤーメッシュ448メートルと、箱わな、アライグマ用を3基、イノシシ用を5基要望をしたところでございます。

11月26日に、町猟友会及び大字堤の皆さん方と有害鳥獣の対策検討会を行っております。この検討会で出ました貴重な御意見や要望につきまして、今後の有害鳥獣の対策に生かさせていただきたいと思っております。

また、タカ匠につきましては、11月の区長例会で御紹介し、12月号の町民だよりにも特集で掲載しております。株式会社ファルコンウィングのタカ匠による有害鳥獣対策も今後は地区からの要望等を受けながら、対策の一翼として検討していきたいと思っております。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

今、上峰町が有害鳥獣の捕獲者に支払っている報奨金の金額がわかれば、教えてください。

#### ○産業課長（江崎文男君）

今、報奨金につきましては、県単事業の中で行っております。イノシシについては2,500円、アライグマについては1千円を、先ほど申し上げました協議会に町のほうから補助としてやっております。それと、県のほうから同じ金額の2,500円、それとアライグマについては1千円が県のほうからその協議会に来ております。それを合わせまして、イノシシについては5千円、アライグマについては2千円を猟友会に協議会のほうからお支払いしているところでございます。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

上峰町のことはありませんけど、唐津市は鳥獣対策報奨金を上げて捕獲倍増で被害額も4分の1に落ちたということが新聞報道であります。唐津市の場合は、親のイノシシ1頭当たり13千円、子供のイノシシ6千円、親猿が28千円、小猿が21千円などが支払われており、この財源は国、県、市、そして企業のJAなどが出し合っていると書いてあります。そして、私も調べたら、農林水産省の中に、中山間地域などにおいてイノシシ、猿などの野生獣害に

よる農林水産被害が深刻化、広域化していて、このような状況を踏まえ、平成20年度に鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律が施行されたとあり、この法律により町が中心になって実施する野生鳥獣に対するさまざまな被害防止の中の総合的な取り組みを支援しておるとしており、これを報奨金に充てるということではできないのでしょうか。

**○産業課長（江崎文男君）**

お答えいたします。

議員のほうからの質問の中に、中山間というお言葉がございました。多分、私もちょっと後で調べてはみますけれども、中山間区域に特別の補助というのは国から出ていることは認識しております。ただし、上峰町においては、その中山間の地区から外れておりますので、そのような中山間に対する補助は受けられないということです。

**○4番（寺崎太彦君）**

それでは、唐津市の場合は報奨金を増額したことによって捕獲者のモチベーションが上がリ、なかなか現金なものかなと思いますけれども、それによって捕獲頭数もふえ、被害額が下がったということであれば、町もJAなどと話し合っってそんな報奨金をふやすということではできないのでしょうか。

**○産業課長（江崎文男君）**

唐津地区あたりの猟友会のメンバーがどのくらいおられるか、ちょっと私、資料をお持ちしておりませんが、先ほど私のほうで御回答申し上げました中で、先般、鳥越地区で猟友会と町と地区の方々、20名程度だったんですけど、その中で意見交換会をしております。その中で、猟友会のほうからのお話の中では、全体的にこの地区においては猟友活動をされている猟師さん、要するに免許を持った方々、猟友会の中に入っている方々の人数が数字的には17名おられるんですけども、その中で活動されているところが少ないということで、なかなか猟友会の方々も懸念されているのが、猟友会も今までずっとお話の中でありましてとおり高年齢に達されて、そういう活動をしておられる方がだんだん少なくなっているというふうなお話も聞いております。

そういう中で、その報奨金を上げたからといって、そういうお話を聞きますと、全体的なそういう方々が減っている中で補償金を上げる云々じゃなくて、勉強会の中では、極端に言うとうと、いろいろと猟友会に入るときとか、そういう免許を取得される、またそれを維持管理されるのに結構お金がかかるらしいですよ。そういう中で、離れていく方もおられるということも聞いています。その勉強会の中では、そういうふうな報奨金を上げるよりも、その維持管理、銃の免許を取られた方の今後必要となる費用関係のそういうふうな維持管理的な費用に対する補助金を考えてはというお話も出ております。そういうことを受けまして、私たちはそういうとも一つの手かなということで、その勉強会を終えたところであります。

よって、今後はそういうふうな猟友会の人的な対応をするために、要するにそういうふうな個人で出されているお金等の補助ができないかなということ、今ちょっと考えているところでございます。

以上です。

#### ○4番（寺崎太彦君）

先ほど課長の中で、地元地区で鳥獣対策をされておって、これは非常にいいのかなと思います。やはり一人一人がそんな対策をしても、地区全体でしていかないといけないと私も思います。中には、被害を受けにくい圃場、作物の配置、作物の一番外にはイノシシなどが嫌いなものを植えたりとか、いろいろ地区でしていくことがあると思いますので、そんなふうな情報を地区に落としたり、また鳥獣の生態がどこから侵入してきているとか、総合的に戦略を練るといいますか、そんなふうに入らせないような対策が必要かなと思いますので、今後とも、その地区と一体となってしていってほしいと思います。

以上です。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進んでいいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

4番目、環境対策について、外来生物への対策はということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

寺崎議員の4番目の質問でございます。環境対策について、外来生物の対策はということでの御質問でございます。答弁させていただきます。

まず、外来生物の対策の前に、外来生物の定義でございます。人の活動でその生物が存在しない地に持ち込まれた生物になりますので、身近なものございますが、猫やイノシシ等も実は外来生物ということになっております。その中で、特に侵略的生物ということで、その土地の生態系などに対して大きな影響を及ぼす生物、その中で特定外来種として認定されて近年話題になっている生物について御回答いたします。

本町で確認されている特定外来種は、平成17年に認定されましたオオクチバス、ブルーギル、アライグマと、平成18年に認定されましたオオキンケイギク、これは植物でございます——を把握しているところでございます。

その他の目撃報告はないのが現状で、住民さんからの問題は現在のところ上がってきていない状況でございます。最近では、先ほど議員のほうからもおっしゃいましたとおり、ツマアカスズメバチ、これは中国原産になっておりますが、そちらのほうとか、セアカゴケグモ等がニュース等で話題になっておるところでございますが、幸いにして、町内での確認はあっておりません。近隣では、吉野ヶ里町でカミツキガメが目撃されていますが、防除には至っていないところでございます。ほか、近隣では特定外来種の報告はない状況であります。住民課としまして、対策は情報の収集による現状のまず把握、何か情報があれば町民への注

意喚起を早急に行うということをしていきたいというふうに考えております。

なお、外来種対策におきまして、早期の防除は重要であり、防除が容易になるだけでなく対策に要するコストを低減することも可能になるというふうに考えますので、町民の方々からの、これはという小さな情報にも耳を傾けながら、生態系保全のために今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

私からは以上でございます。

#### ○4番（寺崎太彦君）

先ほど言われた特定外来生物、これは生態系の影響、また農林業への影響が多大にあると言われております。先ほども言われたツマアカスズメバチは、主にミツバチを捕食するので、養蜂や受粉に影響があると言われております。だから、これを発見したら国のほうに知らせてくださいともホームページには載っており、なかなかこのツマアカスズメバチがどのようなものかもちょっとわからないと思いますので、これをできれば住民の皆様こんなものですよとか、吉野ヶ里ではセアカゴケグモが何年前に発生して、あれも人を刺すと、人に危害を加えることが言われておりますので、そこら辺の人に危害が加えられるものであるならば、こんなものが近くにおるので皆さん注意してくださいと注意喚起する意味で、住民の皆さんにお知らせしたらどうかと思います。そこら辺はどうでしょうか。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

寺崎議員おっしゃいましたとおり、最近ではツマアカスズメバチが非常に話題となっております。名前だけ言って、なかなか住民さん方は、通常のスズメバチと見分けがつかない点が非常に多いかと思えます。このツマアカスズメバチにつきましては、大きさとかそういったことも違いますし、巣をつくる位置が高所であるとか、そういったところもございます。そういった細かな内容を少し、そして先ほど来言われるように、生態系を壊すというのはミツバチ等を捕食するということがあります。そういった少し細かな内容も今後広報等を利用して、注意喚起、それと情報の提供を含めましたところで掲載をして、注意喚起と情報提供ということでお願いをしていければというふうに考えます。

私から以上でございます。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

5番目、庁舎南側駐車場について、賃借ではなく、購入すべきではないかという質問でございます。

#### ○財政課長（高島浩介君）

皆さんこんにちは。寺崎議員の質問事項5、庁舎南側駐車場について、質問要旨1、賃借ではなく、購入すべきではないかとの御質問にお答えをいたします。

今回の御質問の庁舎の南側駐車場につきましては、平成24年6月の定例会、こちらのほう

でも御質問をいただいているかと思えます。この御質問を受けまして、当時、従前の賃貸借の期限が翌年の平成25年3月31日までで切れるということで、この駐車場用地の購入につきまして、当課で地権者のほうと協議をいたしております。しかしながら、用地の買収のほうには同意をいただけませんで、賃貸借契約の継続をお願いすることとなりまして、平成25年第1回定例議会、こちらのほうにおきまして、平成25年度当初予算の中で庁舎南側公共施設駐車場用地借地料といたしまして10年間の債務負担行為の御承認をいただきまして、平成25年4月1日から平成35年3月31日まで、こちらの10年間の期間で再度賃貸借契約のほうを締結いたしまして、現在に至っておる状況でございます。

10年間の賃貸借契約を締結いたしまして、その後、まだ3年目ということでもございまして、基本的には賃貸借の契約の継続ということになっていくかと思えますが、議員の御質問のとおり、用地の購入につきましては、今後ともお願いのほうをしていきたいと思っております。

以上でございます。

#### ○4番（寺崎太彦君）

町長の行政報告の中にもあります駐車場の水はけが悪く、雨天時、水がたまって駐車できないと苦情があり、側溝の改修工事を行いましたとあります。駐車場としては水もたまるし、一応ロープで線を引いてありますけれども、なかなかその線も見えにくくなっており、その土地の駐車場として有効活用はなかなかできていない状況にあると思えます。やはり借地だからこそ舗装してラインを引くとかできないのであれば、この35年まで契約があるということであれば、それまでに土地取得のために財源確保をして、それから、相手があるということでもありますけれども、町民センターを使う住民の人の利便性を考えれば、その駐車場の整備はしていかなければならないと思ひ、その用地確保ができなければ、まだ周りにも土地があるので、35年まであるので、そこら辺の計画をされていけばいいかなと思ひますけれども、そこら辺の計画はどうでしょうか。

#### ○財政課長（高島浩介君）

先ほどの御質問についてですが、現在、先ほど申しましたとおり、10年契約ということで、まだ3年目ということで、早々にほかの用地をとということでは検討をしております。基本的には、先ほど申しましたとおり、10年間の借地契約ということを経んでおりますので、その中で双方の話し合いをしていって、基本は今の用地を購入するというような形での考えになるかと思ひます。

現在、別の用地としては、今のところ計画も検討もしていないという状況でございます。

以上です。

#### ○議長（碓 勝征君）

以上で4番寺崎太彦議員の一般質問は終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで休憩したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。したがって、14時15分まで休憩いたします。

午後 1 時57分 休憩

午後 2 時15分 再開

○議長（碓 勝征君）

再開いたします。

5番漆原悦子議員、お願いいたします。

○5番（漆原悦子君）

皆さんこんにちは。5番漆原悦子です。議長の許可をいただきましたので、通告順に従い、質問させていただきます。

1点目は、学校教育についてです。

1つ目に、いじめ・虐待予防対策は。2つ目に、ICT活用、オンライン学習状況・効果は、また指導に問題はないかの2点です。昨日の同僚議員2人の質問と重なっている部分が多いかと思いますが、よろしく願いいたします。

2点目は、道路整備についてです。

11月6日の中学生の模擬議会、また昨日も同僚議員からいろいろと質問が出ておりましたが、御陵線、三田川下津毛線など町道の道路整備の現状及びグレーチングぶたなどを含んだところでの管理はどうなっているのか、お尋ねをしたいと思っております。

3点目は、高齢者支援についてです。

1つ目は、マイナンバー制度への対応はということで、12桁のマイナンバーカードが各世帯に簡易書留で届けられていますが、高齢者の方々がカード申請をされる場合、町としてどのようにかかわっていただけるのか、答弁をお願いいたします。

2つ目は、2014年に総務省が発表した結果によると、65歳以上の人口は3,296万人と過去最高の数字を記録、全人口の26%が高齢者となっています。ひとり暮らしをしている高齢者の数は年々増加し、独居老人は今後も増加すると見込まれています。そこで、町の独居・高齢者世帯のひきこもり等の対策はどのようになっていますでしょうか。

3つ目は、平成12年4月1日より通学福祉バスが運行され、15年が過ぎ、故障や修理などが多くなっています。このことを踏まえて、通学福祉バス「のらんかい」の現状と維持管理をしていく中での考え方をお聞かせください。

以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（碓 勝征君）

漆原議員の一般質問でございます。

1つ、学校教育について、1つ、いじめ・虐待予防対策はということでの執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

5番漆原議員の質問事項1、学校教育について、要旨1、いじめ・虐待予防対策はという御質問についてお答えをいたします。

議員におかれましては、いじめ防止に係る地域との連携に取り組んでいただき感謝申し上げます。

予防対策として、上峰小学校及び上峰中学校のいじめ防止基本方針により御案内をいたします。

基本的な考えとして、どの子供も安心して学校生活を送れ、自己存在感や充実感を感じられるよう、児童・生徒の活躍する場の確保や、協力して取り組む活動の場づくりを行っています。さらに、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処は、学校の内外を問わず行います。いじめは許されない卑怯な行為であることを生徒が十分に理解できるよう指導します。いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義に、関係者連携のもと、いじめ問題を克服します。

いじめ防止などの対策のために、校内にいじめ防止対策委員会を設置しています。具体的な取り組みとして、相談アンケートの定期的な実施と対応、情報の収集と記録、情報の共有、対応・対策、ネットパトロールの活用などを行い、いじめに発展する前に未然に発見し、話し合いや指導を行います。特にアンケートは、小学校において年2回だったアンケートを毎月行うようにいたしました。

さらに、スクールソーシャルワーカーが年間150時間の生徒相談を行うとともに、生徒指導主事と連携して情報共有を行います。また、スクールカウンセラーが児童・生徒の相談を受けてカウンセリングします。昨年度の実績では、小学校で103件、中学校で93件のカウンセリングを行っています。いたずら、けんかがいじめに向かわないように、速やかに指導し、保護者も含めて対応をいたします。

12月4日に中学校で行われた人権集会では、生徒による「いじめゼロ宣言」が行われました。全校生徒で明るく楽しい学校生活を送るため、「いじめゼロ」を宣言いたしました。

教職員研修としても、小学校で年4回、中学校では毎月1回の内部研修と教育センター職員による研修を受け、地域と一団になって予防対策に取り組んでいます。

以上です。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

皆様こんにちは。ただいま漆原議員から、学校教育について、いじめ・虐待予防対策はというお尋ねで、私のほうからは虐待予防のことでお話をさせていただきたいと思います。

児童虐待防止法で、身体的とか、性的とか、ネグレクト、あるいは心理的な虐待と大体4種類に分かれるわけですが、上峰町で恐らくというふうに予測できるのはネグレクトのほうではなかろうかというふうに思っております。したがって、そのことでお話をさせていただきたいと思えます。

保護者が子供の養育を著しく怠るという場合でございますけれども、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食——食事を余り提供しない、あるいは長時間の放置——子供たちだけ家に置いて、あと食事も余りしないというような、そういう放置などが考えられております。

現在、本町におきましても、それに近いというようなケースもありまして、教育委員会事務局の指導主事、それと先ほどから出ておりますスクールソーシャルワーカー、さらには児童相談所、そういうところと連携をとりながら、速やかな解決に向けて、一生懸命努力をさせていただいているところでございます。

とにかく学校で子供たちの様子を見ることによって、そういうのに比較的気づきやすいという面もございまして、教育委員会としては、学校をしっかりと目配り、気配りして、子供の日常の学校生活の様子を見守ってくれるように指導しているところでございます。

こういうケースは、子供にとっては非常に悲しい出来事でもありますので、教育委員会はこの予防についてもしっかりと対応していきたいと思えますし、これも、いじめホットライン等がございまして、そういうものに関連して、また県などともしっかりと連携をとりながら対応していきたいと思っております。とにかく予防については、今現在は指導主事及びスクールソーシャルワーカーで、スクールソーシャルワーカーは家庭に行って保護者の方と十分な連携をとりながら対応しているということでございます。

以上、終わります。

#### ○5番（漆原悦子君）

今、教育委員会の教育長と事務局長のほうから御説明がありましたけれども、基本的に、教育委員会からの報告というのは今までずっと、今議会お聞かせしていただいている中で、いじめはありませんよという御報告があっていたかと思えます。

では、1つお聞きします。先日、私が御報告した分はいじめには当たらないんでしょうか、お答えくださいますか。

#### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

先日の案件につきまして、いろいろと調査を重ねておりました。現場のほうでも、アンケート、保護者への聞き込み、いろいろ確認しております。ただ、それがいじめという確認がとれていません。そういうことで、まだ教育委員会のほうで、いじめとしての確知また認知はしていません。

以上です。

## ○5番（漆原悦子君）

教育委員会としては、いじめと捉えていないということですが、私が報告した状況からすると、教材が使えなくなっているわけですね、かばんがみんな濡らされているから。そういうふうになると、基本的にはもういじめに入っているんじゃないのかなと。ただ、わからないだけで。もう中学生ぐらいだと内緒にして親に言いませんよね、後の仕返しが怖いから。ということで、早目に対応をしていただくように、こういう事実がありますよということで御報告をして、大きくならないようにとお願いをしたわけなんですけど、常日ごろから、そういうふうにして全くありませんということで御報告があっていますが、小学校においてもそうですけれども、保護者の方からいじめはあっていますよというお話があっております。そうなってくると、教育委員さんも8名になりましたけれども、小学校担当、中学校担当と1人ずつふえていますよね。そういう中で、どのようにして御父兄さんたちとコミュニケーションをとってあるのかなと。

私の場合は、たまたま子供が小・中学校にいたころは、我が子がいじめに遭った経験があったものだから、御父兄さんのほうから自宅のほうに電話がかかってきて、こういうことなんだけど、どうだろうという相談とかもありましたから、対応とか、学校に連絡したりというのもやりやすかったんですね。ところが、正直言って、教育委員さんが全員というわけではないんですけれども、我が子が学校にいて、そして、そういう役職をもらったりすると、いわゆる父兄になるわけですね、同級生の親御さんとかいう格好で。そうなると、なかなか話したくないという部分もあるわけですよ。その辺も今後いろいろ検討しながら、どうやったら御父兄さんとか子供たちでも声をかけてくれるようになるかということも、教育会議の中でも検討していただきたいなと思っているんです。

本当にその方たちが一生懸命にやっていたらわかるんですけども、本当だったら、私たちじゃなくて接点がある方が先に気がつくと思うんですね。と同時に、教育委員さんとか教育委員会には、親御さんからなり見かけた人が伝えたりとか、どうもおかしいですよというのがあるはずですよ。それが届かないというところも一つの問題かなと私はおっております。

いじめがないということは本当にいいことなんですけど、それでいいよいいよと言って済ませてしまうと、聞いた人たちみんな、いじめがないんだと思ってしまうわけなんです。いつも言っているように、いつ起こってもおかしくない状態であるということ認識しながら、教育委員会も先生方も対応していただかないと、幾らソーシャルワーカーであろうが、スクールカウンセラーの方がいらっしゃろうが、子供たち心を開かないんですね。やっぱりそのコミュニケーションが一番大事じゃないのかなとっております。

私は我が子がそういう経験をしたおかげで、いろいろ勉強させていただいたりもしましたし、大学病院の心理カウンセラー等も受けたりして、いろいろ学ばせていただきました。そ

ういう中で、ああ、こういうことだということ、わかる範囲はいろんな方にですね、気がついたときにはお話をしながら、ずっとやってきたものですから、オープンにしたおかげで、ひきこもりもならず、登校拒否もならずですね、前回も言ったんですけど、中学3年生まで「死ね」というぐらいの厳しいことをやられたりしていたんですが、今、元気に生活をしています。

だから、そういうことで、いじめとか虐待というのはすごく気になるんですけども、そういう中で、アンケートとかですよ——記名式ですよ、これは県の学校教育課の指導でそういうふうに記名式になっているかと思うんですけども、本当に困らない限り親御さんも言わないですよ。なぜかと言ったら、後が怖いんです。もういいよって開き直ってやってしまうと、そうでもないんですけど、我が子がいじめられているということは言いたくないですよ、基本的に。子供さんも、言ったら次が怖い。だから、それをいかに周りが早く察知するか、そして手を差し伸べるかというのが一番の問題解決ではなかろうかと思っております。

そういう中で、今のところは、よく言われるのが校長、教師の役割を明確にしますよとか、具体的な改善策とか、継続的な指導に努めますよって、ずっと決まった流れを毎回お話をいろんなところでしてくださっていますが、では、そういうことがあったと仮定して、こうしますよというマニュアル表だけがあって、そういうことがない、ない、ないで来ていけば、いざとなったときにどういうふうに対応されるのかなと思っております。小さなことがもしあったら、それをどうやってやろうかと、解決しようかという話し合いとかは、先日、御報告した分はすぐに学校に連絡をしていただきましたので、その点までは十分だろうかと、目配りはしてくださったんだろうとは思いますが、犯人は見つけないんですよ。なぜそうなったかなという原因究明がやっぱり一番なのかなと。で、子供たちがそれとなく感じて教えてくれたりすることが一番いいのかなって。そして、手を差し伸べる子が育つことがいいのかなと思っておりますので、先ほど人権宣言を——人権教育というのですか、されたということはとても喜ばしいことかなとは思っておりますが、いじめ防止基本方針（案）というのを、ことしの2月23日の教育委員さんの会議の中で、27年度の行事とか、何をしようかというのと一緒に検討事項として上がっていたんですが、そういうときはどういうふうな話を、昨日の原田議員のときも、開示がされていないので中身がわからないんですが、そういうのが方針（案）としてほんとに上がっているだけなので、ただ、こういうのがありますから、それに基づいてやっていきたいと思いますという話だけなのか、少し踏み込んで、自分たちでどういうことまでできるかというぐらいまで検討されたのかどうか、その辺をちょっと教えてください。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

大変貴重な御意見、本当にありがとうございます。

私のほうから、少し現場の調査方法等について御案内をしたいと思います。

まず、アンケートの件を御案内いただきました。記名方式であると。それで、本当にいじめのアンケートとすると、やっぱり書いているのがわかったりして、みんなの注目を浴びるとか、そういうのがあります。

そういうことで、学校としましては週末アンケートという名目で行っております。全員に名前を書いてもらって、今週、楽しい学校生活が送れましたという切り口で入っていきます。そして、今週の学校生活の中で気になることはありませんでしたかと。次に、不要なものを持ってきている人を知っていますかと。それから、学校でのルールを守ることができましたかと。また、学校生活で楽しかったことや気になっていること、先生方の指導について気になることや、質問、言いたいことなど、どんなことでもいいから記入をしてくださいと締めくくっています。

そしてなおかつ、ずっと書いている人がいると、またそこに注目を浴びますので、全員が同じように書くように、最後6番として、早く書き終わった人は次の文章を書き写しましょう。失敗の楽しさは学校でも社会でも教えてくれない。今、失敗することほどぜいたくなことはない。そういう気持ちで週末アンケートの時間を、最後、帰りの会に10分程度時間を設けて、毎週調査、また子供たちの意見、アンケートを収集しております。

また、先ほどのいじめ防止基本方針の件でございますが、県のいじめ防止基本方針をもとに、小学校また中学校のほうで基本方針を策定されております。その件について、教育委員会のほうでは、それをもとにしながら教育現場の小学校、中学校での基本方針、対応について一緒に学んでいく、考えていくということで協議を行っております。

先日の件につきましても、小学校また中学校担当の教育委員のほうから個別に、自分が知っているルートでそっと何か情報収集ができないだろうか、という話し合いを持って現場のほうに入っておられます。教育委員さん全員、やっぱりいじめ、また虐待には大変神経を注がれております。現場のほうにも入っておりますことを、私のほうから御案内させていただきました。

### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの漆原議員のお尋ねに、私のほうからも少し加えさせていただきます。

教育委員会としても、学校としてもですけれども、議員が申されました、また、いじめ防止対策推進法でも書いてありますのは、いつでも、どこでも、誰でもが、その被害者にもなるし、また加害者にもなる。被害者であると同時に、加害者にもなっているというケースもあるわけですから、そういう面で子供たちの健全な育成に心がけておりますし、そして、とにかく何かありましたら、まず、いじめではないかというものが先に、判断の前にあるわけでございます。いじめではないかという気持ちで子供たちのお話を聞かせてもらう、こちらが加害者かなと思ったときは加害者の気持ちにも随分寄り添って、その理由などを聞いて

いくというふうにしております。したがって、議員が言われますように、私どもは、どこでも、誰でもがはじめの加害者、被害者になるんだということで対応しているということでございます。

そして、先ほどの議員さんからのお話ですけれども、いただきましたときに学校に連絡しましたら、もうそのときは既にクラスアンケート、学年アンケートなどしておられまして、対応は迅速にしているということで、そのとおりで進めていただきたいということで指導しております。ということで、教育委員会としてはしっかりと子供たちの安心・安全を念頭に入れながら取り組んでいるということで御理解ください。

### ○5番（漆原悦子君）

今まで以上に中身がよく見えましたので、十分です。これからも子供や生徒のため、小さな変化を見落とさずに、最悪の場合を想定して対応していただきたいと思っております。

後でいいですので、保護者の分がですよ、直接、校長先生に行きますよね。あれは100%戻っているのか、ほとんど少ししか戻っていないのか、その辺だけ後のところで結構ですので、お答えください。

それから、虐待についてですけど、虐待は、先ほど教育長が言われましたように、ネグレクトがやっぱり小・中学校が一番だろうと思っています。服が毎日きちんと洗っていなかったり、ボタンがとれかかったり、食事をしてこなかったりとか、そういうのが一番見えるのかなと思っています。だから、スクールソーシャルワーカー、そういう方が、福祉の現場と教育をつなぐ橋渡しとして一番大事な立場にいらっしゃろうかと思うんですけども、そういう人たちが見てくださっているということで大分違うのかなと思っています。教職員の先生たちだけでは、なかなか見抜けないこともありますし、お忙しいでしょうから、忙しい中にも目配り、気配りしてやっていただきたいと思っております。

昨年度の虐待というか、実は27年——今年度ですね、7月1日から、厚生労働省の児童相談窓口、全国共通ダイヤルが3桁になりまして、通報相談が24時間対応で、189番、「189」ということでPRが<sup>いちはやく</sup>どんどんされておりますが、この分に関して、毎年11月が児童虐待防止推進月間なんですけれども、うちの町の広報紙にそれが載っていなかったんですよ。だから、教育の現場として一番かかわるところですので、そういうものは指導して、人権教育とか、そういうのもやってあるのであれば、意識づけのために、全国でやっている部分ですので、そういうのも掲示をされたらいかなものかなと。ちょっと気になっておりました。

それと同時に、佐賀県の昨年度の相談対応件数というのは、これはことしの6月ごろに確認したので、ちょっと古いかもしれませんが、前年度ですからそんな変わらないと思いますけど、26年度が190件なんですよ。23年度が125件。4年間で1.5倍にふえているわけですね。そして、種類別にいくと、身体的虐待が多くて37.8%、72件、心理的虐待が30.5%、58

件となっております。そして、虐待を受けた子供の年齢層とかを見ていくと、やはり小学生が一番多いわけなんです。それから就学前と中学生が同じぐらいの件数で続いていくかなというふうな感じでありますので、その辺も踏まえて虐待についても目配り、気配りをですね、どうしてもいじめ、いじめ、いじめとなってきますけれども、ちょっとしたですね、先ほど言ったように、ボタンがとれかかっているとか、私の子供がいるときも、ボタンがいつもとれている、学校に来ては先生がつけてあげていらっしゃいました。ところが、それではどうしようもないということで、その子供に――兄弟の中の女の子に、お裁縫、ボタンのつけ方を教えたり、それから御飯の炊き方を教えたりしながら、みんな親がいなくても何とか食べられるという状態まで持って行ってくださっていました。

そういうのをずっと見聞きしておりますので、それと同時に、小さな低学年の1年生とかは、必ず朝御飯は食べてきてねって先生が言うはずなんです。そういうときに、お母さんが眠っていて朝御飯を用意しない、今多いですよ、そういう子供。そしたらば、菓子パンを食べたり、いろいろしてくるんですけど、菓子パンでも食べてくるならまだいいんですが、何にも食べてこなかったからと言ってですね、用意はしてくるんですけど、学校まで入り切れなくて途中でとまっちゃうんですね。それで、連絡をもらって現場へ急行して、おにぎりを食べさせて学校に出したことも何度かありましたので、今もそういうのは多分あっているのじゃないのかなと、ただ、わからないだけじゃないのかなと思っておりますので、きちんとそういう面にも目配りをお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いしておきます。

そして、スクールソーシャルワーカーの人も、毎日じゃないですよ、今来ていらっしゃるの。それで、やっぱり文科省もこういう問題を踏まえて、19年度末には7倍ぐらいに先生をふやそうという取り組みも出始めていますよね。そういうこともあって、教育委員さんたちも一生懸命いろんな、教育会議の中でそういうことを踏まえて検討をしていただきながら、子供たちが楽しく学校生活ができるように配慮をお願いしたいと思います。

虐待とかいじめの防止月間というのは、きちんと広報紙とか、教育委員会からでもいいと思うんですけども、意識をつけるところも大事じゃないのかなと思いますので、その辺ですね、検討して行ってくださいということをお願いして終わりますので、先ほどの保護者はちゃんと報告を出しているのかどうか、それだけを教えてください。

#### ○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの漆原議員の最後のお尋ね、保護者のアンケートの提出状況につきましては、きょうじゅうにはお届けさせていただくと思っておりますので、時間を下さい。

それから、広報などについて、「189」は語呂合わせでよくつくった電話番号だなと私も思っております。それを掲載して啓発するということまでは考えていないところでしたので、ありがたくそのことについては検討していきたいと思っております。

それから、児童相談所への虐待の件数などをお話しになりましたけど、確かにふえておりますし、私もずっと調べておりました、古いところからいきますと、平成17年度では83件ぐらいだったんです。これがもう25年になりますと181件になっている。26年度では191件と、ずっとふえてきているという現実がありますので、これは全国的な傾向でもあろうと思えますので、佐賀県だけでなく上峰町においても、そういう気持ちでもって対応していかなくちゃいけない、教育委員会としてもしっかりとやっていかなくちゃいけないというふうに思っているところでございます。

それから、先ほどのSSWのことにつきましても、毎日じゃないですけども、できるだけ頻繁にいきますか、やっぱりこれは日数が限られていますので、その内容的なもので充実していくということになるかと思えます。今後、子供たちのためにも、文科省はふやしてくれるということでもありますが、それまでの間どうするかということになりますから、真剣な形でSSWの活用をしていきたいというふうに思っております。ありがとうございます。

**○議長（碓 勝征君）**

次、いいですかね。

2番目、ICT活用の学習状況・効果は、また指導に問題はないかという質問です。執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

5番漆原議員の質問事項1、学校教育について、要旨2、ICT活用の学習状況・効果は、また指導に問題はないかという御質問にお答えをいたします。

ICTを活用した学習として、小学校でマンツーマン英会話、中学校で放課後補充学習を行っています。

小学校では、6年生を対象に毎週月曜日の総合学習の時間に英会話を行います。ALTと20分の英会話を行った後、タブレットパソコンを使い、フィリピンの講師とマンツーマンの英会話を行います。児童はALTに習った言葉を使い、それぞれ身振り、手振りも交えて英会話を楽しんでいます。タブレットの扱いにもなれ、当初10分近くかかっていたスカイプでの接続も、今では1分程度で準備できるようになりました。

効果といたしましては、児童の学習風景から英会話への学習意欲が確実に向上していることがわかります。さらに、外国の人への萎縮が薄れ、接することになれ親しんできました。それは担任も同様の認識を持っています。

さらに、学習意欲の向上について、アンケート調査による分析を計画しています。マンツーマン英会話を始める前に、英会話に対する関心などを大きく3項目、詳細で22問調査しています。年度終了後に同一のアンケートを行い、英会話への意欲の向上やマンツーマンでの取り組みについて分析し、報告いたします。

指導につきましては、委託業者との協議のもと、フィリピンの講師の中でも児童教育に理

解のあるレベルの高い講師を選出いただくとともに、英会話における表情、身振り、手振りまで細かく研修していただき、積極的に取り組んでいただいております。

中学校では、3年生を対象に放課後補充学習を開始しました。デジタルペンを活用し、自宅で勉強した内容をもとに40分の補充学習を5回行います。前半20分を英語または数学、後半20分で入試対策または授業の復習を行っています。1回目の授業後にとりましたアンケート結果では、110名の生徒のうち81名、73%の生徒がよくわかったと答え、23名の生徒がわかったと答え、全体の94.5%の生徒が好印象な答えをしてくれています。何より3年生は希望参加としていたにもかかわらず、全員が放課後補充学習に参加しています。

指導につきましては、講師を昨年度の5人から10人にふやすとともに、佐賀県内に限らず、福岡や大阪の大学生、社会人を講師に置き、十分な指導力を確保しています。さらに、現場に1名の事務補助員を配置し、必要な対応を即座に行うことで、学校現場の負担を軽減しました。生徒にはアンケートをとりながら、学習計画の変更など柔軟に対応する体制をとっています。また、欠席者については後日実施する日を確保できるようにしました。

昨年の経験をもとに、PTA、学校、両者と詳細に協議し、改善して2年目に入っています。1月からは中学1年生を対象にした補充学習を開始します。引き続き連携をとりながら、きめ細やかに対応してまいります。

以上です。

#### ○5番（漆原悦子君）

昨日より細かく御報告をいただきまして、小学校のほうは以前にお話をさせていただいておりましたし、総合戦略の中でも書いてありますのでわかりますが、中学校のほうが非常によくわかったと思っております。

皆さんが楽しく好印象で、ほとんど全員と言っていいほど意欲を示されて勉強してあるということは、とてもいいことだと思っております。

昨日いろいろたくさんお聞きしましたので、もう大体流れはずっとわかっておりますので、御報告を受けた部分で大丈夫かなとは思いますが、とにかくグローバル化に対応できるような人材育成の基礎をつくるという意味において、教育委員会、そして総合教育会議の中でまた議論をしたり相談をしたり、いろんなところで保護者の意見や現場の先生の意見を聞きながら、授業を進めていただければなと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

ただ、昨日のですね、先ほども言ったんですが、教育委員さんが臨時職員として対応されているということで、7番議員も9番議員のほうからも話が出たんですが、そういう話が出る前に、やはり議会にもきちんと御相談をしていただいていると、今後、扱いもやりやすいかなと。不満とかいろんなのが来てから手を打ったって、不信感だけがやっぱりどうしても残ってしまうんですね。それと同時に、あなたたちは何をやっていましたかって言われるん

ですよ。

そんなつもりはないんですけども、その辺をですね、きちんとコミュニケーションをとっていかないと、やはり子供たちとか保護者って意外とね、今は昔と違いますから、何でも言いたいことを言いますしね。だから、協力するところも、わかったらしっかり協力をしてくれますので、その辺のコミュニケーションが一番大事なのかなと思っております。

昨日ちょっと気になった部分を教えてください。以前の教育委員会の教育委員さんなんですけど、委員会のシステムというんですかね、議会の同意を得て任命された委員で構成をされておりますと。教育委員会は合議体の執行機関であり、教育委員個々人は教育委員会の職務権限に属する事務を管理執行することはできませんよということがあったと思うんですよね。

だから、そういうのがあったので、私、問題はないんでしょうかという質問を上げていたんですが、昨日、文科省のほうからオーケーが出ましたよって言われましたけど、新教育行政のほうで、今度はそういうことができるようになったと、これから見るとできないというふうになりますよね、かかわっているということになるからですね。

それと同時に、私がちょっと懸念したのは、御本人さんがどうのこうのとは言いませんけれども、やはり保護者であり会員であるということは、そこに子供さんがいらっしゃるということですよ。教職員の先生方も、我が子のいる学校には赴任しませんよね。極力、違う学校に行きますよね。だから、子供さんがいらっしゃったら、逆に小学校で対応するとか、小学校に子供さんがいらっしゃる方は中学校で対応するというのはいいいのかなと思うんですが、保護者の立場としてもですね、言いづらい面、先生として対応しなくてはいけない部分と、仲間と、要するに自分の子供と同じ親御さんという対応をする部分とかの切りかえをなくちゃいけませんし、あと、学校の先生とのコミュニケーションにおいても、やっぱり現場にいると仲良くしなくてははいけませんし、いろんな相談事項もあろうかと思えます。ところが、それがプラスにいけばいいんですけども、教育委員さんという資格を持っているがために、学校側がですよ、逆にいろいろ問題提起をする立場じゃないですか。そして、その担当でもあるわけでしょう。だから、その面でのデメリットというのかな、ちょっとマイナス面が出てこないかなというの、その辺だけがすごく心配だったんです。

だから、判断してやっていらっしゃるので、やられることは構わないんですけども、それはやはり私が保護者で経験した中で、同じ立場の人がですよ、例えば民生委員さんにしてもそうなんですけど、そういう方がいらっしゃったらその方には相談をしませんよね、基本的に。わかっちゃうから。だから、そういう面を踏まえてですね、そういう話が入ってきますから、その辺は今後で構いません、いろんな場合が出てこようかと思えますので、検討をしていただきたいということと、文科省でオーケーと言われたのは、法令か何かがあってオーケーを出されたのか、新教育行政が変わったので、いいですよ、構いませんよというふうな言い方だったのか、その辺だけがですね、そういう簡単なものなのかなという気がちょっと

しましたので、そこだけちょっと教えていただけませんか、お願いします。

○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

ありがとうございました。

先に私のほうから、先ほど漆原議員より、いじめの保護者へのアンケートの件でお尋ねがりましたが、その情報が来ましたので、報告いたします。

紙ベースで保護者からはアンケートが来ますが、来なかった分には聞き取りも行い、100%、全員の保護者の意見を確認しているというところでございました。

以上、報告します。

また、中学校のオンラインの補充学習につきましては、今回2年目ということで、去年多くの課題を生みました。今回2年目、その課題を迅速にクリアしながら今進めておるところでございます。

先ほどいただきました法的なことの先に、まず現場のほうに誰を配置しようかという話のときに、学校側からは単なる事務補助では困ると。じゃ、先生がやれば一番いいんじゃないかという議論もありました。やっぱりその子供の表情とか、子供たちがどういうふうに取り組んでいるのかというのが一番ポイントになると。全然知らないただの臨時の方が来て、きょう来ていませんとか、この子供が積極的に取り組んでいるのか、適当に取り組んでいるのかもわからないようではやっぱり困りますと、そういう意見を多数、学校またPTAからいただきましたときに、中学校の担当の教育委員が現場にいと迅速な対応ができるなという話がありました。

その中で、私どもも、じゃ、教育委員が中学校現場に常駐——今はもう臨時で、放課後補充が行われているときだけ時間給で入っておりますが、それが法的に好ましいのかな、やっぱりグレーなのかなと最初思いました。その中で、教育委員の兼務が可能なのかとか、そういうのを確認した後に、文科省のほうに問い合わせをしておりました。

文科省としては、よそのまちに事例がないというのを、最初、県の教育委員会とか、そういう話から入ってきました。よそに事例がないですもんねと。いつも言う、よそのまちに事例がないということで、ちょっとはねられようとしていました。副町長とか、文科省という情報交換していただく中で、上峰町としては積極的にそれを、教育委員のほうから現場に入ってやりたいんだということをお伝え申し上げました。そして、ちょうど東京に行ったときに、文科省のほうにも寄せていただき、担当者の方とお二人で対応していただきました。法的に教育委員の兼務事例には当たらないということで、中学校の事務補助に入ることは法的には問題ないですよということではっきりとさせていただきました。私どももそれが継続して続くとは、また好ましくはないかと思いますが、まず一番の中学校3年生の課題、これをPTAの皆さんと共有するためには、学校現場に教育委員が入るのが一番好ましいということで、中で協議をし、そういう方向で進めたという経緯がありますので、御報告いたします。

以上です。

**○教育長（矢動丸壽之君）**

漆原議員の質問に私のほうから少し補足をさせていただきます。

経緯につきましては事務局長が申したとおりでございましたが、事務の補助に教育委員が入っているんじゃないかという、管理をしているんじゃないかと。これは補充学習という民間の学習のトラブル、課題を解決するためについていただいているということでございますので、授業であれば、それは管理になるわけですけど、補充学習というところで認めていただいているところでございます。

それから、子供がおるのに先生が、あるいはその事務がおられたらということで、そういうお考えも成り立つことはあるんですけども、学校現場でそういうことはよくあることで、私の家族も親子で学校に通ったりもしておりました。それは県内ではよくあることでございます。それは御理解いただきまして、これをずっと続けるということではなくて、今、緊急避難的な課題解決にはこの方法がいいということで取り組ませていただいているということ御理解いただければというふうに思います。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

いいですか。次へ進みます。

2番、道路整備について、道路整備の現状及び管理はという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

5番漆原議員の道路整備について、道路整備の現状及び管理はという御質問でございます。

昨日の3番議員のときにも申し上げましたけれども、ダブる点があるとは思いますが、基本的な考え方ということで申し上げますと、道路整備の現状ということではございますが、町道の町内パトロールの中での舗装の経年劣化による損傷状況なり、また、たわみとかひずみなり、それからひび割れ等の調査、あるいはまた道路の排水路の不良な箇所、それからまた、最近は下水道のマンホールの周りとか、それから管路の埋設をしておりますけれども、その沈下等を基本的なことといたしまして、住民の声なり、また利用頻度等を総合的に勘案しながら計画的に整備をしておるところでございます。

今年度、維持管理、補修の委託ということで業者さんに委託をいたしましたけれども、現在、町内8地区13カ所の補修をいたしておるところでございます。

それからまた、管理につきましては、職員による町内のパトロールを、以前までは週二、三回ということではございますけれども、その折には、異常がある場合につきましては補修を実施しておるわけではございますけれども、現在、電話等、要望等もございますが、毎日と言っていいぐらいに補修を実施しておるところではございますけれども、今後につきまし

でもパトロールの強化を図って点検をしていきたいということで考えておるところでございます。

それで、議員御指摘の下津毛三田川線ということで先ほど言われました。この件につきましては、計画道路ということではございますけれども、補修につきましては荒れているということは認識をしております。二重投資にならないところで、どうしても補修しなければならないというところにつきましては、先ほど言いましたように計画的に整備を行いたいと。

それから、御陵防所線ということで先ほども言われました。この件につきましては、今現在、中学校模擬議会でも出ておりましたけれども、中学校周辺の舗装工事なり、それからまた安全対策としてスピードを抑制するための凹凸を設置するということも含めまして、今、業者さんに工事を発注しておるところでございます。

今後につきましても、危険箇所等々、町民に迷惑のかからないところでの整備を今後もやっていきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○5番（漆原悦子君）

計画的に補修をやっていくということでお伺いしておりますので、早急に着手をしていただきたいと。

これから夕暮れが早くなりますので、保護者の方々からも、子供たちが自転車で帰ったりするから、やはりでこぼこがあったりすると怖いもんねっていう話が出ておりますので、やはり通学路をメインに、あの辺、危ないところを優先的にやっていただきますようお願いをしておきます。

もう1つは、御陵線の都紀女加王のところで10月に事故があったとお聞きしておりますが、あそこのグレーチング、御陵の真ん前で、都紀女加王墓の前なんですけれども、グレーチングが固定されないまま、そのまま、まだかばっかば動いているわけなんですよね。私はあそこ歩いたりしますので、コーンが立っていると必ず寄ってみるんですよ、直っているのかなどうかというところで。まだ危なくてですね、3つある中の端と端にコーンが立って通してありますから、真ん中に乗ってしまうとがちゃんと落ちますので、早急にそこは修理をされないと、もう2カ月たっているの、何でできないのかなというのがちょっとあります。

それと同時に、それからもうちょっとサティに寄ったところですね、ちょうど歯医者さん、公園のほうに上がるところのちょっと合い中ですね、そこのグレーチングがあるところの合い中のところでも、その分も車が落ちて大事故がっております。

以前にも、我が家の隣の方があそこで車とぶつかって死亡事故が発生しておりますので、あそこは本当に危険な箇所として、利用するにしてもちょっと狭くなっていますから、危ないということを認識してやっていただきたいと。早急にその固定、溶接するののかどうか知りませんが、大きいのはとめてあるんですけど、小さいのは何か溶接してあるような感じ

もしますので、そこを早急にさせていただきたいと思います。

先日、事故があってですね、きのうの一般質問のときも、町道は町が管理する責任があるということをお話してありましたが、町の管理責任者として、町長さん、あそこで事故がありましたけれども、報告をもらった後どのような対応をしてあるのかなと。やはり私、親なもので、子供も事故に何回か遭いましたけど、その後処理がちゃんとなっていないと、いつまでも長引いたり、トラブルったりすることもあるので、よそから聞いたことなので詳しくわかりませんが、その辺ですね、やはり保険でも何でも、幾ら町がと言っても、事故の大きさによって、足りたり足りなかったり、いろいろやっていくこともあるだろうと思いますので、その管理者としての気持ちというのかな、どうなのかなというのを教えてくださいませんか。

#### ○町長（武廣勇平君）

道路管理者として、サティから入ってくる道路についての事故についての私の考え方ということをお聞きになられていると思いますので、お答え申し上げます。

まず、側溝については、議員の御指摘で側溝のふたがグレーチング側溝になっていないということでもございました。地域の声で、グレーチングをしてほしくないという地域もありますが、この地がそうなのかどうか早急に調査をして、そういう地域からの制約がなければ側溝改修で、先ほど担当課長申し上げましたように、たわみ、ひずみ、ひび割れの調査に加えて、道路排水不良な箇所の側溝箇所も、緊急性、事故があっているならなおさらですから、そういうことを勘案しながら、事故対応としてやっていく予算措置を計画していきたいと思っております。

また、事故については、基本的には、考え方として判例に基づきどのような対応が適切か、その点をしっかり精査して、今後とも早急に対応をしていく必要があるというふうに考えております。

管理者の責任になるものと、そうならないもの、それぞれ考え方があると思いますけれども、なるべく町内で起こった事故については、つぶさに私も担当課に聞きながら、全ての事故の対応ができていないわけではありませんけれども、道路管理者としてつぶさに目を向けながら、法的な判断等を勘案しながら進めていきたいというふうに考えております。

#### ○5番（漆原悦子君）

今、町長さんのお話をお聞きして、検討していただくということになっておりますが、あわせて、そのグレーチングからまた先のほうがですね、落ち葉が落ちているので、次の事故があったときは、多分落ち葉があるので、側溝があるのかどうかちょっと見えづらかったんじゃないのかなと思いますので、その辺も補修するのかどうか検討していただければ、ちょっと石が崩れていたりしてましたから、その辺ですね、よかったら見てからまた検討していただければと思っております。

#### ○建設課長（白濱博己君）

御陵付近前の町道及び側溝のふぐあいということでございます。そのほかにも、あそのこの付近はふたがあっているところ、ないところとあります。

この件につきましては、先ほど町長も申されましたように現地調査をし、それから補修をしなければならないということにつきましては承知しておりますので、今後、部内で協議しながら早急に対策を講じていきたいということで考えております。

以上でございます。

#### ○議長（碓 勝征君）

次に進みます。

3番、高齢者支援について、1つ、マイナンバー制度への対応はということで、執行部の答弁を求めます。

#### ○住民課長（福島敬彦君）

漆原議員の御質問でございます。質問事項3の高齢者支援について、私のほうから住民課サイドの立場としまして、マイナンバー制度への対応はということで、高齢者支援のことでお答えをさせていただきます。

番号カード申請のため、窓口相談に来られた高齢の方に対しましては、申請書の書き方等を詳しく御説明いたしまして、うまく書けない方については、自署すべき箇所以外については、住民記録の職員によって代筆等も行っておりまして補助をしているところでございます。

また、申請に関することや、マイナンバー制度に対し不安に思われている方の相談等の電話での相談にも随時受け答えを行っているところでございます。

11月、12月ともに、1日平均10件程度の問い合わせを毎日受けております。また、通知カードにつきましては、町内ほぼ全世帯に、郵便局等も確認いたしまして届いておるところでございます。施設等の入所者、要するに高齢者施設ですね——の入所者に対しまして、住民票を置いている高齢者の方々につきまして、国の機関より直接、施設の各個人宛てに郵送されているところも確認している次第でございます。

なお、12月7日、現在の通知カードの返戻件数、要するに郵便局で1週間ほどお預かりをします。郵便局から1週間後に役所のほうへ戻ってまいります。その件数でございますが、新聞紙上等では早期に記者発表がございましたので、55件という数字が恐らく記憶にあるかと思っておりますが、現在の返戻件数といたしましては、249件が上峰町のほうに返戻されております。その後、役場等で受け取られた件数といたしまして30件、中でも町営住宅、団地——町営の団地ですね——等は役場で管理しているということもございまして、夜間に住民記録の職員2人1組になって家を訪問いたしまして、なるべく早く住民さんの手に通知カードが届くように夜間に訪問をさせていただいているところでございます。

また、通知カードが返戻された対象世帯には、受け取り案内文書を12月中旬まで、今月中旬までには送付する予定で、誤りがないよう慎重に全件のチェック作業を行っている途中で

ございます。

返戻された通知カード249件のうち3件は死亡、4件は転居、新住所へ再送付を行っております。12件につきましては県外転出、新住所にて再登録という申請を行うように促しております。住民異動を伴うケースが随時今後も発生してまいりますので、そのことを勘案しまして配慮していきたいというふうに考えます。

郵便局から返戻されております200件の通知カード配達便に関しましては、全件の照会を行い、間違いないことも確認を終了しておりますところでございます。このことを踏まえ、早急に受領についての案内文を発送していきたいと考えております。

なお、通知カードの受け渡しにつきましては、平日8時30分から17時15分まで、第2と第4土曜の開庁を住民記録のほうでやっておりますので、その開庁時におきましては9時から12時まで、役場のほうで発行作業を行っているということでございます。

今後も、高齢者の方の通知カード取得後のマイナンバーカード申請に関する不安等はやはり私たちもよく耳にしております。これらの問い合わせに対しましては、カード申請の必要性等について理解をされるよう、御高齢者に対しましても丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○5番（漆原悦子君）

マイナンバーカード、なかなか皆さんわかりづらくて困っていらっしゃる方がたくさんいらっしゃいます。そのまま封書ごと持ってこられたよという方もいらっしゃいますし、もう提出しませんよという人もいらっしゃいますし、いろんな方がいらっしゃいます。官報「かみみね」の中でもいろいろと、8月、9月、11月と詳しく書いてくださっているんですが、なかなか細かいので読んでいただけないとか、その辺がありますので、御迷惑がかかっているんじゃないのかなと思います。

また、不手際で、まだ手元に届いていらっしゃらない方も上峰町内いらっしゃいますよね。そういう方についても、1月1日には手元に届かないということも発生しておりますが、抜かりのないようなお世話をしていただければと思っております。

ただ最後に、時間がありませんので、高齢者の方、住基カードがなくなりましたので、身分証明書がないわけですね。それで、どうしても身分証明書となると写真つきでの住基カードを持っていないと、なかなか証明になりませんね。

そういうことで、実は私も本日研修が入っていたんですが、私は行っていませんけれども、米軍関係だったんですが、住基カードを持ってこないと入れないとなってしまうと、もうストップで通れませんよといってお断りをしたんですけれども、そういうのがありますので、高齢者であっても、もう免許は返納したというふうな状態で証明が取れませんので、その辺のですね、写真屋もない、また、そこへ行く足もないとかいろんなことで、福祉課とも関係

が出てこようかと思いますが、その辺の対応を綿密に調整していただき、申請をしてカードを受け取るまでに高齢者の方が困らないように、その対応をお願いして、この件はちょっと終わりたいと思います。よろしくお願いをします。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

独居・高齢者世帯のひきこもり等の対策はということで、答弁を求めます。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

私のほうから、漆原議員の質問事項の3、高齢者支援についての2番目の項目、独居・高齢者世帯のひきこもり等の対策はについて答弁させていただきます。

平成25年に、東部の1市3町で鳥栖広域圏の高齢者の要望等実態調査というのを実施いたしました。その調査の中で、本町、上峰町での外出を控えているかというような問いで、要支援者の方が62.5%、要介護者で42.5%、2次予防事業対象者で11.4%、一般高齢者で8.3%の方が外出を控えているというような回答がっております。

また、その理由といたしまして、足腰などの痛みがあるという方が57.0%が過半数を占めております。それで、その次にはトイレの心配——失禁等なんですけれども——が17.4%、病気という方が16.5%、交通手段がないという方が16.5%というような順になっております。

本町では、高齢者が参加するような事業を社会福祉協議会、あるいは町の老人クラブ、地区の老人クラブ、町の主催の事業など、さまざま実施しております。

そこで、今後の高齢者の対策としまして、高齢者の支え合いの仕組みづくりが必要になるかと思われま。高齢者を支える仕組みのシステム化、担い手の育成を初めとした町内の取り組みを生かした高齢者の支え合いの仕組みの整備、高齢者が必要とする生活支援サービスの整備や、多職種の連携等をシステム化するとともに、助け合い、近所での支え合い等の意識の啓発などが今後必要になり、介護予防、日常生活支援総合事業において今後検討していく必要があると思います。

以上で終わります。

**○5番（漆原悦子君）**

今現在、老人クラブ、地域の公民館等できずなサロンがあつたり、おたっしや館でふれあい喫茶が行われたりしております。

ふれあい喫茶においては、6月25日から始まっているわけなんです。11月末現在ではトータルで350名、大体38人ちょっとですね、38.8人ぐらいが1回に参加をされております。回数として9回ですけれども、そういう中に、やっぱり同じ人が行っているんじゃないのかなという部分も見受けられます。

また、きずなサロンにおいては、今ふまねっと運動というのをやってあつたり、消費者生活センターのお話を聞いたりとか、いろんなことをやられたり、また男性の料理教室をやっ

たりと、いろいろやってはくださっているんですが、サロンをやる場合の周知、それと拡大をするための努力をもっとしたほうがいいのではないのかなと。せっかく予算をもらってやってくださっているんですけども、なかなか人数がふえない。

と同時に、ふれあい喫茶においては、地域の人、区長さんとか、分館長さんとか、そういう役目をお願いされている方だろうと思うんですが、行ってくださいと頼まれて行ったんだけど、行っても、その行った人と一緒に、隣同士でコーヒー飲んだり、お茶を飲んでおしゃべりして帰るのであれば、もう行かないで家で友達と一緒にお茶を飲んでも変わらないんじゃないだろうかというふうな意見もありました。

そういう意味で、この目的がですね、多分、ふれあい喫茶となっているので、お茶を出して会話をしてコミュニケーションをとるとというのが主体だろうとは思いますが、そういうときに、行事と重ねるとか、何かちょっとした講和をしてあげて、そこの流れで喫茶を開くとか、そういうのを企画してはどうだろうかという提案をしたところですけども、せっかく予算をいっぱいつけてくださっても、行かれないとなかなかですね、何にもならないのかなと思いますので、その辺の努力をしていただきたいと思います。

先ほど、生活支援、支え合いの仕組みをつくっていかなくてはいけないというふうなお話がありましたが、確かに今、地域のつながりが希薄になっていて、昔で言う、古きよき「向こう三軒両隣」の復活というのは、なかなかないんじゃないのかなと。だけど、そういうのをやっていかないと高齢者支援はできないのかなと。それと同時に、顔見知りじゃないと、声かけても出てくさいませんし、コミュニケーションがとれません。

そういう意味で、1つ提案なんですけど、私、今、自衛隊の所属する団体にいるわけなんですけども、今、日本を防衛するために、海外支援に行ったり、遠いところに、南西諸島のほうに単身で行かれたりして留守家庭が多いわけなんです。奥さんと子供さんが残ったり、高齢者も残ったり、もう心配で心配でなりませんという方がありまして、その方々の支援に、留守家庭の支援に取り組み始めておりますけれども、なかなかですね、それも顔見知りじゃないとうまくやっていけない。

ところが、上峰町は防衛からの交付金をいただいているわけですよ。そういう町でもありますし、やっぱり家族や自衛隊さんを支援することによって、地域の連携を図ってもらったり、かわりを持ってもらったりして、まだ高齢になる前からそういうかわり合いを持って行って、そして、そういう施策ですね、ひきこもりにならないような対応をしていくのも必要じゃないのかなと思っております。

各種団体いろいろあろうとは思いますが、そういう中でも、そこそこでやるんじゃなくて、うまく連携しながらやっていったらば、もっとですね、おたっしや館なりいろんなところに行きやすくなるのかなと。そしたら、そういう場を集まりの場にすることもできますし、そういうのも気がけてやっていってもいいのではないのかなと思っております。

町長さんをお願いなんですけれども、正直言って、今、老人クラブにいろいろとか、民生委員さんをお願いとか、結構ですね、ある程度偏っているんじゃないのかなという部分もちょっと思うところもありますので、いろんなところで精査を今からしていられるとは思いますが、そういう中に、どういうふうにしてやっていったほうがいいのかという検討をする場もあっていいのかなと思いますので、職員さんたちだけでも、もしよかったらそういう検討をしていただけたらなと思っておりますので、よろしく願いをしておきます。

よろしいでしょうか、考えを。

**○町長（武廣勇平君）**

基本的には、父兄会活動であったり、老人クラブの活動については私の答弁外だと思えますけれども、補助にかかわる分について、私のほうから言及ができると思っておりますが、例えば、南スーダンから帰国報告が今度ございますね。そういった隊員の留守家族に対する支援というのは、自衛隊とのかかわりの中で御答弁申し上げることができるかと思えます。

自衛隊とは地域振興を進める上で、御案内のように物産展の開催をことはさせていただきました。また、防災に関しても意識の高い自衛隊でございますので、さまざまな御教示を願いたいという意味でも検討しているところでございます。

またあわせて、今言われました隊員留守家族に対する支援ということも、これらの事業については防衛協力団体のかかわり、また指導、御助言等なければ我々も進められないというふうに認識をしておりましたので、自衛隊とのかかわりの中で申し上げるわけですが、事業としてぜひ検討していきたいというふうに思っておりますので、その際はよろしく願いしたいと思います。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

3番、通学福祉バスの現状と維持管理での考え方はということで、執行部の答弁を求めます。

**○健康福祉課長（岡 義行君）**

漆原議員の3番目の項、通学福祉バスの現状と維持管理での考え方はというふうなことに、ついて答弁いたします。

通学福祉バス「のらんかい」につきましては、平成12年度より運行をいたしております。南回り、北回りの2系統で1日7便、土曜日は1系統で6便、日・祝祭日は運休ということで実施をしております。

平成26年度の利用者数は3万6,967人で、通学で2万7,172人、一般で9,795人の利用が、あっております。

現在、バスの購入時より15年が過ぎております。多額の修理費等もかかっております。

なお、修理費につきましては、現在、直接町が負担しております。平成25年度、2台の修

理費の合計といたしまして1,686千円、平成26年度は2,488千円かかっております。この件につきましては、車検、点検も含めたところの今の金額でございます。

今年度、地域公共交通活性化協議会を立ち上げまして、第1回の会議を9月16日に開催し、今年度末までに地域公共交通網形成計画を策定するようにしております。この計画は、上峰町における従来交通体系を分析するとともに、公共交通の現状と課題、将来の予測及び目標設定等の調査分析及び検証を実施し、地域の実態に則した交通体系構築を目的といたしております。この計画を基本とした運行になり、内容によってはバスの買い換え等も検討していかなければならないと思っております。

高齢者などの住民の方が利用しやすいような運行をすることによりまして、先ほどの質問でもありましたけれども、独居・高齢者世帯のひきこもりの対策の一つになればと思っております。

なお、維持管理での考え方につきましては、この計画でのバスの買い換えも含めた運行状態ということになれば、今後の検討事項になると思っております。

以上で終わります。

#### ○5番（漆原悦子君）

通学福祉バス「のらんかい」については、ずっと一番最初、運行する前からかわりをさせていただいておりますので、よくわかっているつもりなんですけど、最近バスがですね、もう床がぶよぶよんして、発泡スチロールを載せて、そこに子供たちが乗らないようにテープを張ってという状態で運行をしております。そういう中で、でも子供たちはやっぱり飛びはねますので、もう危なくてですね、運転する方も大変なのではないのかなと思っております。

そこで、1つはお願いなんですけど、学校の先生方とか、ボランティア系でも構いませんけれども、時には乗って様子を見ていただければと思っております。

この買い換えについては、多分、同じく先ほど言われましたように、計画策定してから、要するに書類を申請して、特定財源をもらってバスを買い換えようという頭だろうとは思っておりますが、果たしてそれまで車が動くのかなというのも心配ですし、今聞くとところによると、12月までには何とかというふうな話をしてありましたが、提出してすぐ結果が出ればいいんですけども、今はちよくちよく小型マイクロで搬送をしてあります。そうすると10人ぐらいしか乗れませんので、やっぱりどっちかの車を反対に回したり、要するに北回りが多いですから、南の車を北に回して、南を小さい車で回したりとか、もう乗れなかったらマイクロを2回往復というふうな状態でやってありますので、その辺をですね、やはりなかなか乗らないとわからないと思いますので、一度かわりのある方、教育長さん、教育委員会、それから町長さんたちですね、ちょっとのぞいていただけたら思っ、ちょっと今回質問に出したところなんです。

何にもなければいいんですけども、何せ子供たち、もう座っていないで暴れていますし、どんどん飛びはねたり、もう動き回って本当に大変です。私もちょくちょく利用して一緒に乗りますからわかるんですけど、あそこでもし何かがあったときの責任は、また先ほどじゃないですけど、町長さんのほうに多分来るのではないのかなと思っておりますので、早急に対策をしたほうがいいのかなど。

そして、修理代もどんどんふえてきていますから、その辺ですすね、財政で出してくださいのかとは思いますが、毎年毎年これだけのお金がかかっていって、バスを買うにしても20,000千円ぐらいかかりますから、2台で40,000千円かかります。日産と三菱で今対応してありますけれども、どうしてもそれがあれであれば、2台も購入できないのであれば、1台、もしよろしければ、ふるさと納税の町長采配の分がありましたので、その辺でも検討していただけないものかと思って、ちょっと提案として出したところでした。

まずは、見ていただかないと現状がわからないのではないかと思いますので、行政の皆さん、そして議員の皆さん方も、もしよければ一度乗って現状を、今、多分、南回りのほうが発泡スチロールのでかい箱、このくらいの箱をテープでとめた状態で、雨漏りもしております。どちらの車も故障したり、雨漏りしたり、どんどんしておりますので、その状況を踏まえた中で、ぜひ検討していただきたいというお願いを込めて、今回質問をしております。

学校の、子供を守る立場もありますし、ぜひ教育長さんは行って、普通のおじさんとして、教育長じゃなくて、おじさんという立場で普通の格好で乗ってみられると、子供たちの状況がわかるのかなと思っております。もうこうやってやっていくと、子供もちゃんと聞きますからね、普通のおじさん、おばさんで乗っていただければなと思っておりますので、もう時間ありませんが、町長さんにちょっと一言答弁をお願いできますでしょうか、お願いいたします。

#### ○町長（武廣勇平君）

岡課長が申しましたように、網計画を策定中です。この計画によってバスの対応が変わると思います。ですから、そのバスを買うことで網計画のほうに影響を受けないことも大事ですし、網計画ができて、こういうバスを買うべきでなかったということであってはならないと思っていました。

今、バスの傷みについては議員のほうからさまざま御指摘をいただいて、初めて聞くこともありましたので、網計画の策定に伴い、バスに乗ることは計画をしておりましたし、地域にもそういう声を、また利用者にもそういう声をですすね、乗っているところでいろんな問題があることについての声を聞かせていただく機会をつくるということも考えておりましたので、乗ってみたいと思います。

#### ○5番（漆原悦子君）

済みません、時間がないので、教育長さんも一言よろしいでしょうか。

○教育長（矢動丸壽之君）

ただいまの「のらんかい」バス、堤を通るのが、朝が大体7時13分の——ちょっと遅いですね、13分に家を出て見送ったりしていますから、15分か16分ぐらいのバスだと思います。早急にそれなどに乗せていただいて、子供たちと触れ合ってみたいと思います。ありがとうございます。

○議長（碓 勝征君）

いいですかね。以上で漆原議員の一般質問は終わりました。

お諮りいたします。一般質問の途中でございますが、ここで暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

したがって、16時まで休憩いたします。

午後3時43分 休憩

午後4時 再開

○議長（碓 勝征君）

再開します。

○8番（大川隆城君）

ただいま議長の許可をいただきましたので、これから質問をさせていただきます。

まず最初に、切通交差点改良事業についてお尋ねをしてみたいです。

この件につきましては、もう皆様、既に御案内のとおり、我が町としての長年の懸案事項でもありまして、これまでも再々お尋ねをしてみたいと思っておりましたが、その後の進捗状況、行政報告にはそこに触れられた部分もございましたが、その後の進捗状況がどのように今進んでいるかをお尋ねしてみたいと思います。

第2番目に、町木のツバキ、町花サルビアの認識度と活用についてということでお尋ねをしてみたいと思います。

町木ツバキ、それから町花サルビアということで決められておりますけれども、果たしてこれが町民の皆さんにどれだけ認識されているのだろうかということをお尋ねしますと、その認識度合いはどちらかというと低いんじゃないだろうかという感じがいたしております。ですから、せっかくこういうふうに決めてあることですから、皆さんがやはりそれぞれツバキ、サルビアはということで、町のシンボルといいますか、町の木、町の花として十分認識をしていただくようにすることも必要じゃないかということで、町内各公共施設を中心として、その一角には必ず植栽をするということで取り組んでいただければ、より認識度は上がるんじゃないかなというふうに思っております。その中には、また各地区の公民館の敷地内にも漏れなく植栽をしていただければ、なおいいんじゃないかなという感じもしております。

すもんですから、お尋ねをしてみたいと思います。

2番目に、今度はツバキの植栽をしたときに、それが大きくなればツバキの実がとれます。これまた御案内のとおり、今、商工会のほうで例のチャレンジ交付金を利用してのツバキ油の製造に取り組んでいらっしゃいます。そのツバキの実がなったものを収穫して、そしてツバキ油製造に充てる、そういうことになれば、本当に上峰産のツバキでつくった純粋なツバキ油ということで、ほかに販売するときにも付加価値が上がるんじゃないかなろうかというような思いもするもんですから、その辺も含めてお尋ねをしてみたいと思います。

第3番目に、鎮西山一帯の管理体系をどう考えるかということでお尋ねをしてみたいと思います。

第1項目のキャンプ場跡地につきましては、これまでも今後どうしますかということでお尋ねをしてみたいと思っておりましたが、これまた補助事業の関連がありまして、27年度中はなかなか手がつけられない。しかし、新年度に入れば、その補助期間が終了するので、町の考えで今後の取り扱いはできるというふうなことをこれまでもお聞きしておりましたが、その辺が本当にそうであるかということを確認をさせていただき、そして、その跡地の整備関係についてはもう御案内のとおり、崩れかけて危ない状態に数年ありますので、早く撤去、あるいはその後の整地ということをやらなくちゃならないと思いますので、その辺について当然新年度に入ってからと思いますが、どういうふうなお考えでおられるか。また、それをするについては、わかっているならば、どれくらいの予算でできるかというようなこともお尋ねをしてみたいと思います。

また、2番目に、キャンプ場の整地等々も含めまして、今後の鎮西山一帯の管理体系をどういうふうにお考えであるのかなということをお尋ねしたいと思います。

というのが、戦略構想の中に、あの鎮西山一帯についてもいろんな計画をお持ちであります。ですから、今後の鎮西山一帯の整備を含めて、その整備した後、どういうふうな管理をするかということも既に検討をされているだろうと思いますので、その辺についてもお聞かせをいただきたいと思います。

第4番目に、小・中学生の体験学習についてということでお尋ねをしてみたいと思います。

もう皆さん、これまた既に御案内のとおり、目達原駐屯地の周辺に塀が吉野ヶ里町から上峰、ずっと設置をされておりますけれども、以前、旧三田川町時代に三田川の小・中学生が地区内の塀に年度ごとに思い出になる絵を描いておったことがございますが、今はどういうわけで中止になったかわかりませんが、されておられません。あれを見ながら、いつも我が町の子供たちも、大きなキャンパスに絵を描いてというようなことはなかなかする機会がないし、例えば子供たちの思いの中で、いろいろ今、中学生の模擬議会等でいろんなことを取り組んで、これはどうですか、あれはどうですかということで、ふるさと上峰の将来、あるいは現状をより向上するために質問をしてもらってもおりますが、そういうことでのことを絵として大きいキャンパスにあらわしてというようなことをやれば、今度はこれまた友達同

士の一体感、あるいは協調性、そして達成感等も養われましょうし、今度は中学生、小学生時代の思い出として、心にも残りましょうし、そういう意味合いから、できればそういうことでの取り組みはできないものかどうかということをお尋ねしてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

**○議長（碓 勝征君）**

大川議員の質問でございます。1番目に切通交差点改良事業について、その後の進捗状況はどうかということで執行部の答弁を求めます。

**○建設課長（白濱博己君）**

8番大川議員の切通交差点改良事業についてのその内容、その後の進捗状況はどうかというところでございます。

この件につきましては、先ほど議員申されましたように、行政報告でもお示しをしているところではございますけれども、国道34号線整備促進期成会のほうで10月28日に、佐賀国道事務所長並びに九州地方整備局のほうに要望、また並びに11月10日につきましては、国土交通省へ早期実現に向けて要望活動を実施していただいております。

町といたしましては、事業の計画及び調査測量同意ということを地元関係者へ、昨年来お願いをし続けておるところでございますが、現在に至っては大変申しわけなく思っておりますけれども、全ての方の同意をいただいておりますところではございません。この要望事項というふうなことでございまして、佐賀国道事務所といたしましても、先般、9月の下旬に事務所長が上峰の34号線の現場の視察ということも兼ねられまして来庁されました。その際には、現在までの町と地元なりの状況報告を説明いたし、今後の方策につきましても協議を行いました。町長さんとしても、ぜひ必要だという認識はされておられるところではございます。

国といたしましても、事業化にはならないと具体的に交渉ができませんので、地元の意見を確認し、また推進というところで、関係者に面会をしたいと、説明会を行いたいということで、所長も強く言っておられましたものですから、そのことにつきまして町といたしましては関係者に個別ではございますが、意見の交換会なり、またその必要性を国へ直接言っていただくということが大事ということもございますので、そのための日程の調整を今しておるところでございます。

今までの経過を踏まえまして、本当に多少時間がかかるとは思っておりますけれども、国道事務所並びに十分に関係機関と連携をとって、関係者全員からの同意調整に向けて、区長さん並びに地元の関係者と協力をさらに重ねていながら、今後とも努力をしてまいりたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま課長から答弁をいただきました。この件につきましては、本当になかなか簡単に

はいかないいろんな難しい問題も含んでいるかと思います。ただ、しかし、これまで御案内と思いますけれども、朝夕のラッシュのときは、北はクリーニング工場あたり、それから南は中原公園に行く3差路、あのあたりまでつかえる。とにかく1キロ以上あそこで渋滞をやっているわけですね。そうすると、国道に乗るために、あそこを通過するために、やっぱり3回、4回ぐらい信号に引っかかってというような形が毎日繰り返されているわけですね。

そういうことですから、やはり早く渋滞解消も含めてやってほしいということで、これまでも再々要求、要望をしてきているわけでありますが、これについてはやはり地元の区長さん、そして役員さん等が本当にお骨折りをいただいておりますことには感謝を申し上げるわけでございますけれども、これも今まで大分年数的にもたちます。しかし、一日でも早くその解消をするために、さらに努力をしていかなくちやならないことであることは間違いございません。

先ほど答弁ありましたように、国道事務所の所長さんが、今度、意見交換開催を約束されたということでの報告もあっておりますが、これは年度内に必ず実施をされるものか、その辺について、もしわかっておれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### ○建設課長（白濱博己君）

国道事務所長さんとの話の中では、11月末というふうなことで目標を設定して、それを受けて、私ども関係者の日程調整を行ってまいりました。その中で、交渉内容はちょっと別に済みません、差し控えさせていただきますが、そのうち、2名さんの方につきましては、会いたいというふうなこともございました。今現在、その件も含めて国道事務所のほうに日程調整をしておるところでございます。まだ返事は来ませんが、年内できるか——私どもは年明けてもすぐ開催をして、一人でも早く前進というふうな形で思っておるところでございますので、そういう形で実現して、直接国のそういうお話、熱意を聞いていただきたいということで考えておるところでございます。

以上でございます。

#### ○8番（大川隆城君）

実は、少し前ではございましたけれども、切通地区の皆様方から直接意見と申しますか、お話を聞く機会がございましたが、そのお話と申しますのが、やはりこの切通交差点の渋滞関係がとても気になる。というのが、やはりあそこがつかえるもんですから、切通地区内の細い道路と申しますか、そこに全部車が入ってくると。そうすると、ふだんこれまではそんなに車が頻繁に通るところじゃないところに外部からの車も含めてどんどん入ってくる、そして危険性が増す。そして聞いたところでは、事故も2度ぐらいあったような話もお聞きしました。ですから地区の方々も、ぜひ早くあその渋滞解消をするために交差点改良をやってほしいというお話も聞いた経緯もございまして。これは担当課長あたりも私以上にいろ

いろいろお話を聞いているかと思いますが、そういうふうなことで地区の皆さんも危険度、危ないという気持ちを腹いっぱいお持ちでございますので、本当に早く改修に取り組んでもらえればと思います。

ここにも、報告の中にもありますように、期成会のほうから国土交通省にも要望活動をしていただいたということで報告いただいておりますが、私の経験からいいますと、それはもう予算はそんなに危ないならつきますよと、ただし、地元の同意をとってくださいと、いつも私の経験としては言われておりましたものですから、大体今回のやつもそうかなという想像ができるわけでございますので、やはり何としても、今言う調査同意から地元の地権者の同意をとらないことには前に進まないというのは思われるところでございますので、とにかくこれからも鋭意御努力いただきたいと思うわけでございますが、これまでは地区の区長さん初め役員さん、そして担当課、担当課長が主体となって交渉と申しますか、お願いに当たってもらっていたと思いますけれども、町長にお伺いいたしますけれども、なかなか大変な問題でもございますもんですから、やはり町のトップである町長が足を運んでいただいて、関係地権者の皆さんにお話をしてもらえれば、その地権者の方も、ああ、町のトップ、町長さんがおいでいただいたということで、受けとめ度合いといいますかね、それはより受けとめてもらえるんじゃないかなという感じがしますけれども、よければ町長みずから足を運んでお話をしてもらえればと思いますが、いかがでございましょうか。

**○町長（武廣勇平君）**

これまでは、議員の御指摘のとおり、一度説明会に入ったことがございましたが、地元の同意がとれる以前の話で、地元の方々から、開催することについての大変な、説明会の開催について異議を申された経緯がかなり前にございました。それ以来、私が地元の説明であったり地権者とのお話をすることで円滑な事業の進捗の妨げになってはいけないと、こういうところで考えておりましたが、この状況を一番よく把握している担当課との協議の上、必要性があれば、いつでも私自身は地権者とお会いして、事業の必要性というものをお伝えする気持ちでおります。

**○8番（大川隆城君）**

本当に今、町長からも回答いただきましたけれども、なかなか難しい問題、大変だと思います。ただ、何遍も言いますように、これはぜひ実現しなくてはならないことでもございます。そういう意味合いから、区長さん初め、地元の役員さん方の御尽力に本当に敬意を表するとともに、担当課長、そして町長、この実現のために、今後とも鋭意御努力いただきますようお願いして、この項は終わります。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

2番目、町木ツバキ、町花サルビアの認識度と活用について、1つ、町木ツバキ、町花サルビアの認識度を高めるため、公共施設周辺には必ず植栽してアピールできないかという質問でございます。

執行部の答弁を求めます。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

大川議員からの町木、町花の認識度と活用についてという御質問でございます。

町木、町花は美しい緑の郷土づくり推進協議会にて公募を行い、昭和61年2月26日に制定されました。町木ツバキは昔から町内の家庭に植えられ親しみがあり、病害虫に強いことから、また町花サルビアも病害虫に強く、かつ種子が落ち、次の年にまた花を咲かせ広がりを見せるとの理由で選定されました。翌年、昭和62年5月には、嬉野町で開催された全国植樹祭の会場内に記念植樹された経緯もあります。

議員言われます公共施設の周辺の植栽についてということですが、小・中学校を初め町民センターやふるさと学館、中央公園、江迎公園、学習等供用施設等ではツバキを植栽しておりまして、現在、見ごろを迎えておると思います。

サルビアについても育てやすいということもあり、各地区の公園の花壇ではよく目にすることがあります。認識度については、ホームページに掲載をし、町内外にPRを行ってまいし、先ほど来、お話があった通学福祉バスのボディーの後部には写真を載せて町内を走り回っているという状況でございます。

総括質問の中で、自治公民館というお言葉もありました。自治公民館においては佐賀県緑の基金助成事業を活用して植栽ができるのではないかというふうなことを考えております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

今、小野室長から答弁いただきました。確かに言われるように、のらんかいバスにもきちんと町木、町花でパネルを設置してされております。そして、さっき言われたそれぞれのところにも植栽されていると思いますが、といいながらも、なかなか話すときには出てこないんですね。今言うインターネット、あれでもということの話は聞きますが、ちょっとこう言うても出てこないから、やっぱりもうちょっとPRする必要ありませんかなという感じを持っていたところでありました。

それで、私は先日あそこの鎮西山に登ってみましたときに、五万ヶ池の南側の広場周辺にツバキの木が二十何本かありました。それともう1つ、アスレチックの近くやったかな、ツバキの森ですかね、ツバキの道やったかな、という名称で案内板には載っていましたが、結構あるかなと思えば、余り見かけなかったもんだから、枯れたのかなというような感じで下ってきておりましたが、今後、あとの関係もありますけれども、鎮西山にもそういうツバキの植栽なんかもしていいんじゃないかなという感じはしております。

そういう意味合いで、今、課長言われる施設以外、例えばこの庁舎周辺にも植栽してもいいんじゃないだろうか。今、一番北側の桜の木のそばに3本か4本ありまして、あれも何とかの記念樹用でという明示するあれがあったけど、もう字も消えたような格好でよくわからんですけれども、あそこに3本ほどありますけど、残念ながら桜の枝がかぶって太り切らでおるような格好ですよ。だから、もちろん桜はそのまま当然なくちゃなんですけれども、それ以外のところにもう少しツバキを植栽して、ツバキの木ということでのPRになるといいんじゃないかなという感じがしております。

それとサルビアについても、やはりその周辺だって植栽してすれば、自然と役場に行き来される方、あるいは子供たちが通学下校時あたりに、また今言われるのらんかいにも掲示してありますが、実際、目の前でこれがツバキ、これがサルビアというふうなことで見てすれば、なおそういう意味合いで受けとめてくれるんじゃないかなというふうな思いもしておるわけなんですけれども、そういう鎮西山、あるいは役場周辺駐車場の植栽場所とか、そして各地区の公民館あたりの植栽については、もう一度お尋ねしますが、今後、進めてもらいたいと思います、いかがでしょうか。

#### ○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）

公共施設並びに各地区の公民館にツバキ等の植栽ができないかということでございます。

庁舎の北側にあるのは、緑の少年団の記念植樹だというふうに考えております。そういったものが今現在ないんですが、私の勝手な要望でございまして、毎年、成人式で桜の木を鎮西山のほうに植えていただいております。あそこが桜の名所ということで桜の木ということになっておりますが、2年に1回ぐらいはツバキの木を植えていただくとか、そういったこともできるかもしれませんので、その辺は教育委員会ともお話をしながら相談していきたいというふうに思っております。

また、各地区の公民館につきましても、先ほど申し上げました緑の基金等の助成もありますし、そのことを利用しながら、これは産業課とも協議が必要になりますが、そちらのほうと協議しながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

ありがとうございます。今、緑の基金関係での植栽だろうというお話でしたけれども、これと今はもうないということではありますが、以前は緑の少年団というのがあったですよ。仮に今回そういうふうな町木、町花の植栽をもしやるとなった場合には、緑の少年団も復活させて、そして子供たちに直に植栽をさせることで、今言う緑をふやすとか、そういうことについての認識も再度認識していただき、そしてそれをきっかけに、またこの緑の少年団としての活動を盛り上げるというか、そういうことにもつながっていただければいいんじゃないかなという感じがしておりますけど、その辺はいかがでしょうか。

**○産業課長（江崎文男君）**

私のほうからは、議員の質問の中にありました緑の少年団についてなんですけれど、おっしゃるとおり緑の少年団の活動については、前に嬉野町あたりでありました植樹祭、あいうときに緑の少年団があったことは私も存じております。ただ、ちょっと緑の少年団の組織がなくなった理由というのを私は存じませんので、今後そこら辺もちょっと調べながら、復活という方向ができるものか、そこら辺またちょっと勉強させてもらいたいと思います。

それとあと、創生室長のほうから申されました、さが緑の基金助成事業の関係なんですけれども、一応私のほうとしても、次の2番目のツバキ油の質問の中で答弁しようかと思っていたんですけれども、各公民館への植樹につきましては、毎年、区長例会にて依頼をしております。先ほど申しあげました緑の募金、そのうちの75%をこの事業で使われるということになっております。

そういう中で、年明けての区長例会の中で、先ほど言いましたヤブツバキの植樹を各地区にお願いして、何カ年かの予定でこの事業を使つての植樹ということで、区長例会のほうでまたお願いしようと思っているところです。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま江崎課長から答弁いただきました。この件については、お二人の課長さんからも前向きな答弁をいただいたと思っております。ですから、どうぞ本当に、それこそ前向きに十分検討いただいた上で町木、町花の植栽ができますように今後進めていただきたいということをお願いして、この項については終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次、進みます。

ツバキ油の製造にも原料供給でき、純粋な上峰産として付加価値が上がるのではないかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

**○産業課長（江崎文男君）**

先ほどの私の回答と今回の回答がちょっと一部重複することをおわび申し上げます。私のほうからは町木ツバキ、町花サルビアの認識度と活用についての中のツバキ油の製造にも原料供給でき、純粋な上峰産として付加価値が上がるのではないかという質問に対しまして答弁いたします。

ツバキ油の製造につきましては、先ほど議員からも御紹介ありましたとおり、上峰町商工会女性部によりツバキの種から搾油されたものをツバキ油として販売されておりましたけれども、今年度につきましては、さが段階チャレンジ交付金を活用いたしまして「上峰椿油」の製品開発に挑戦されているところでございます。化粧品会社にてエッセンシャルオイルを配合し、化粧品として登録をされ、付加価値の高い製品として1本40ミリの瓶詰めで300本を生産され、今現在、2,100円で販売をされているところでございます。

議員が言われますとおり、安定したツバキの種の供給は、製品化されました「上峰椿油」や今後の製品開発には欠かすことのできないことと思っております。そこで、毎年、区長例会にて御依頼しております緑の募金の活動で集められました募金のうちの75%を町内の植樹活動に活用されます、さが緑の基金助成事業により、このヤブツバキの植樹を各地区にお願いしていきたいと思っております。

今年度におきましても、事業で御陵公園に20本のヤブツバキを植樹する計画をしております。また商工会においては、このヤブツバキの種をキロ400円にて買い取りを行っておりますので、植樹されましたヤブツバキの実の収集を地区の皆さんにも御協力願いたいと思っております。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

商工会のほうにお尋ねをしましたら、ことしのツバキ油を製造するために集まったツバキの実が40キロほどだったと聞いております。それで、さっき課長から言われたように、300本が製造でき、そして今現在100本以上が販売で出ているということで、案外好調ですよという話も聞いておりました。ということでありますならば、やはりそれだけ町内に植栽をやって、その実が集まれば、もっともっと製造がされるし、販売もできる。

そして、今度は、以前にもちょっとお話したことがあったと思いますけれども、今、ふるさと納税のお礼品として62品目を制定して当たっておられるということでありますけれども、このツバキ油も純粹なる上峰産のツバキ油ですよとことになれば、希望される人も出てくるんじゃないかということであれば、返礼品としても利用できるんじゃないかというふうに思うものですから、その辺は商工会とのタイアップといいますかね、しながらすればそういうことまでできるんじゃないかと思うけれども、その辺についてはいかがでしょうか。

#### ○産業課長（江崎文男君）

議員おっしゃるとおりだと私たちも認識しております。

それで、議員先ほど申されました40キロというお話ですけれども、確かに町民の皆様方にキロ400円ということで、官報とかそういうふうなお知らせで集まったのが40キロと聞いています。それではちょっと足りないということで、産業課と商工会のほうで上峰の役場の回りのツバキの木の実を採取いたしまして、プラス10キロ、合わせて50キロの生産に今成功したところでございます。

ただ、町民から集められた40キロの中が実際、上峰町産がどのくらいあるのかというところまで調査されていないのが実態です。今後につきましては、先ほど言いましたヤブツバキの本数をふやして全て上峰町の中のツバキ油というようなことで進めていけば、おっしゃるとおり、また付加価値が上がるかと思っておりますので、今後は先ほど言いましたとおり、まずヤブツバキの本数をふやし、また地区の皆さん方に1キロ400円で幾らかでもお小遣いにもな

りましょうし、そういうふうな御協力を得て、上峰町の特産物の一つとしていきたいと思っております。

**○8番（大川隆城君）**

今答弁いただきましたように、やはり町としての特産物としての価値、そしてふるさと納税の返礼品としての利用ということを考えていけば、いい形での結果につながるものだと思います。ですから、いろいろ今後そういうふうに行っていくにしても、細かい部分では、例えば商工会とか、区長さん方とか、関係する皆さんとの協議は当然出てくるかと思えますけれども、そういうことでいい方向にもっと進んでいくように、ぜひ御尽力いただきたいをお願いをしまして、この項は終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次へ進みます。

3番目、鎮西山一帯の管理体系をどう考えるのか、1つ、キャンプ場跡地の整備を新年度早々に計画されると思うが、予算を含めてどうかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

8番大川議員の質問事項3、鎮西山一帯の管理体系をどう考えるのか、要旨1、キャンプ場跡地の整備を新年度早々に計画されると思うが、予算を含めてどうかという御質問にお答えをいたします。

かねてより御案内しておりました補助事業等により取得した財産の処分制限について、九州経済産業局電力事業課を訪ね、協議を行ってまいりました。処分制限は20年、平成28年4月以降は処分可能で間違いはないということで御返答をいただきました。

教育委員会といたしましては、早急に会議を持ち、キャンプ場の教育財産としての継続活用または廃止について判断し、決定してまいります。撤去費用といたしましては、全てを撤去した場合は概算で4,000千円を見込んでいます。今後、腐食しているUFOテント4基や鉄骨づくりのテントサイト4基など、個別の撤去についてもあわせて協議をしてまいります。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま九州経済産業局に問い合わせ、間違いはないということでの確認をとれたということ。それから、キャンプ場の整備をしていくということ。概算で4,000千円というふうな金額もお示いただきましたけれども、これは実際に当たるときに当然変更が出てくることもありましようから、それはもうそのときのやり方で予算をつけてもらえればいいのかと思います。

そういうことですから、これまで再々もう危ないじゃないか、危ないじゃないかというようなことで言ってきておりましたけど、やっとこれで見通しがついたということで安心をし

ております。

いつだったですか、この前の決算委員会の折ですか、今後についてはキャンプ場跡地の整備までは教育委員会のほうでやられるだろうけれども、その後についてはどうですかとお伺いしたときには、今後は鎮西山関係には、管理するのは控えたい趣旨の発言もあったかと思いますが、その辺についていま一度確認をさせてもらいたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

先ほどの大川議員の質問でございます。

事務局といたしましては、キャンプ場は廃止させていただき、町全体で鎮西山の活用について再度協議を願いたいと思っております。

以上です。

**○議長（碓 勝征君）**

次へ進みます。

今後の管理体系を検討されていると思うが、どのような形となるものかという質問です。執行部の答弁を求めます。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

大川議員からの鎮西山一帯の管理体系をどう考えているかという御質問でございますが、鎮西山一帯の管理につきましては、従前から前の企画課、今のまち・ひと・しごと創生室で管理を行ってまいります。

以上です。

**○8番（大川隆城君）**

そうしますと、以前は、先ほどの教育委員会がキャンプ場一帯は管理している、それ以外は旧企画課、今の創生室ということだったかと思いますが、今、教育委員会は、今後については控えるということであるならば、そこも含めて全部創生室でやるということによろしいですかね。

とするならば、今度は、先ほどもちょっと触れたように、総合戦略の中で鎮西山一帯についてのまちづくりビジョン4の具体的な事業というところで、鎮西山を基点とするトレイルランコース開発とかいうこともろもろの具体的な事業案件をここに示しをされておりますが、それらの整備もするわけですが、それをした後も全部創生室で一括管理をしていくということで進められるということですかね。その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

**○まち・ひと・しごと創生室長（小野清人君）**

総合戦略の中にうたっておりますトレイルランというものは、正式に言いますとトレイルランニングという名称でございますが、舗装をしていない山野を走るというスポーツでございます。これを観光ということでやろうという具体的な施策を上げておるわけですが、これ

につきましては、先ほど来、寺崎議員からも指摘がありました遊歩道等を利用してやりたいというふうに考えておりますので、創生室のほうで管理をいたします。

以上です。

#### ○8番（大川隆城君）

それは、そしたらもう1つつけ加えて、私もちょっと確認しないままにお聞きするわけがありますけれども、前者の質問の中で出ておりました奥の院も、私の認識としては、行者さんがあそこで修業をされるということで、あそこに小屋といいますか、建物を建てててされてありますが、観光開発という意味合いからいけば、鎮西山のもろもろのことと結びつけて、奥の院のあたりも整備をして一体となった開発といいますか、整備利用をすれば、より効果があるんじゃないかと思うわけですが、その辺についていかがでしょうか。

#### ○町長（武廣勇平君）

御質問が鎮西山についての御質問でございましたので、奥の院の地権の関係であるとか、鎮西山につきましても、先ほどの議論の中でも出てまいりましたが、地権者、所有者の関係等をしっかり見ながら判断しなきゃいけないところが多いと思いますけれども、私が住民の皆様と地域外の方も奥の院には来られているわけでありまして、お話を聞いた機会があったものですから、その中ではやはり神聖なスポットで、そのままの奥の院というものがよいという意見を聞いたこともございますが、町が整備をするのであれば、駐車場の整備だとか、そうしたところをやっていただければというような御意見を聞いたことがございます。

ただし、奥の院にどういう方々が——私が接した人以外にも来られていると聞いていますし、どういう位置づけになっているかというものをもうちょっと調査した上で考えていく必要があると思いますけれども、鎮西山の取り扱い方ということで、先ほど、まち・ひと・しごと創生室が管理をしていくということ、以前から鎮西山一帯の管理、町が所有するところについての管理だと思いますけれども、この点につきましては、地方創生の活性化の具体的な事案等を今回策定しておりますけれども、それらに影響がないような、この事業を実施する上で必要性があれば手を入れるところは入れるという姿勢で考えていければというふうに考えております。

#### ○8番（大川隆城君）

先ほども言いましたように、確たる確認をしないままに質問したわけですが、奥の院の関係はあそこをいろいろ利用されている方とのいろんな絡みがございましょうから、その辺は十分協議をされまして、もしできるのであれば、あそこも含めて一体的な整備をした方がいいんじゃないかなという感じだったもので、お尋ねをしたわけでした。

御存じのとおり、小城の清水さんとか、あの辺も大体そういうふうなこともありながら、一緒に整備というようなことでされて観光客が結構おいでいただいているということもあるものですからね。ああいうふうな形ででもされるならベターじゃないかという思いでお尋ね

をしました。

ですから、今後については十分その辺、いろんな遺漏がないように協議を重ねられて、その結果で、先ほども言いますように、町としての整備の中に繰り込んでされるならば、それがいいんじゃないかと思いますが、その辺は十分協議をされて対応してもらえればと思います。

ということで、この項については終わります。答弁いただければ、答弁をお願いします。

**○町長（武廣勇平君）**

キャンプ場についても、ちょっと答弁を用意していましたのでお答え申し上げますと、今言われましたように、廃止に向けて決定していく方向で教育委員会も考えられていまして、経年劣化で損耗が見られるということで、キャンプ場の廃止に伴い、町全体で考えていく中で、先ほども言いましたけど、地域の活性化を考える上で、必要性を見出す時点で事業化の可能性はあると考えていますが、この建屋の使用を前提とする上で、総合戦略の実現に向けての自由な発想が影響を受けるべきではないというふうに考えております。

建屋を利用するにしましなくても、先ほど管理責任を負う期間は管理を行い、備品の倉庫として利用する期間があつていいというふうに私は思っております。

以上でございます。

**○議長（碓 勝征君）**

お諮りいたします。本日の会議時間は議事の都合によって延長したいと思います。皆さん御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（碓 勝征君）**

異議なしと認めます。したがって、本日の会議時間を延長することは可決されました。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま町長から答弁いただきましたが、先ほどのキャンプ場跡地の整備については、UFOテントは外して、こちらの管理室とかなんとかはという話が出ましたが、それはもう私がどうのこうの言う筋合いございません。町のほうでどういうふうにしたが一番いいかは当然協議をされて結果を出してもらえるものだと思いますから、その結果で一番いい方法で当たってもらえば、それで結構だと思っています。ただ、今のような格好でといたら、やっぱりあれだから、なるべく早く姿を変えた方がいいなら変えるというようなことで取り組んでもらえればと思っていますから、その辺についていろいろ言うつもりはございませんので、よろしく願いをしておきます。

以上で終わります。

**○議長（碓 勝征君）**

次に進みます。

4番目、小・中学生の体験学習について、参加者の一体感、協調性、達成感の醸成や心に残る思い出、そしてふるさとへの愛着につなげるために、駐屯地周辺の塀へのペイントはどうかという質問でございます。執行部の答弁を求めます。

**○教育委員会事務局長（吉田 淳君）**

8番大川議員の質問事項4、小・中学生の体験学習について、要旨1、参加者の一体感、協調性、達成感の醸成や心に残る思い出、そしてふるさとへの愛着につなげるために、駐屯地周辺の塀へのペイントはどうかという御質問についてお答えをいたします。

ふるさとを思う心を育成する取り組みへの御提案、本当にありがとうございます。年少人口の減少が想定される中、郷土愛の醸成は重要な取り組みであり、心に残り、そして何より形として残る取り組みとして駐屯地周辺の大きな塀へのペイントはぜひとも取り組みたい案件でございます。

小・中学校の体験学習や生涯学習の場など、いろいろな場面で提案してまいりますので、御指導、御協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

**○町長（武廣勇平君）**

ただいま教育委員会の気持ちとしての発言でありました。

この駐屯地の塀のペイントにつきましては、駐屯地内でこの事業が今とまっているということで、これは駐屯地のほうからも聞いておりました、私どもの思いは思いとしてございますが、相手方のあることでありますので、その点を補足させていただきたいと思っております。

**○8番（大川隆城君）**

ただいま町長から、相手さんのこともあるのではという御懸念での御発言いただきましたが、実は議会前に、12月7日、隊のほうにちょっとお邪魔させていただきました。先ほどもちょっと言いましたように、三田川のほうでのペイントのことも当然お話をさせていただいて、その中止になった理由とかは全然私は存じ上げませんが、いろいろお聞きしたところ、例えば描くようになったとすれば、描くその絵の内容とか、例えば今度は塀のところであるのに対して交通安全面の確保とか、そういうふうな手配はこちらのほうでもしてもらわんといかんけれども、塀にペイントすることについては全然問題ありませんという回答を実はいただいております。

その上で、変わったとするなら、それはちょっとよくわかりませんが、12月7日の時点でお邪魔した折には、そういう回答をいただいて帰ってきておりました。ですから、あとは、先ほど教育委員会から答弁いただきましたが、子供たちに対しての、これまたいろんな関係機関との調整といいますか、すり合わせをやって、子供たちが描きたいということでできれば、それは前に進むことができるんだらうというふうに判断をしておりますので、ぜひ取り組んでもらえればと思っておりますが、いかがでしょうか。

### ○町長（武廣勇平君）

きょう初めて聞きまして、ちょっと驚いていますが、歴代司令の働きかけがあったことも、私にもありますし、今の神原司令のお言葉だと思いますけれども、そのような意向であるということを今確認させていただきました。この事業につきましては、吉野ヶ里町が進めてこられて、ずっと長年行ってこられたのが一時中断しているというふうな印象を持っておりましたので、できれば両町と駐屯地、一斉にそういう事業ができればよいというふうな思いは持っております。

これを実施する上で、今、教育委員会の意向というものはあったと思いますが、まだ恐らく関係機関との話はできていないものだと思いますので、その御意向も伺いながら、できるだけそういう事業ができればなというふうに思っているところではございます。

### ○8番（大川隆城君）

ですから、再度申し上げるようではありますが、私は12月7日の時点でお伺いしての回答をそういうふうにいただきましたが、その後、ちょっとまた先方さんの都合かれこれで、変更になったとするならちょっとよくわかりませんから、もしあれやったら、また確認してもらえればと思います。

先ほど、町長、あるいは教育委員会から、その辺についてはという、それこそ前向きの回答をいただきましたものですから、それこそ今後、関係する皆さん方との協議を進めていただいて、ぜひそれが実現するというか、実施ができるように進めてもらいたいと思います。

加えて、町民プールの通りで、運動場から校舎までの擁壁ありますよね。あそこだつて、せつかくあれだけ広いスペースがあるものですからね、すぐ足元の大キャンパスということだつて、あそこにだつて子供たちが描きたいということであれば、ペイントしてもいいんじゃないかと思いますが、加えてその面についてはいかがでしょうか。

### ○教育委員会事務局長（吉田 淳君）

御提案、大変ありがとうございます。中学校には中学校の運動会のとときとか、美術部のすばらしい絵を描くメンバーもいますので、ぜひいろんなところで相談をしていきたいと思っております。ありがとうございます。

### ○8番（大川隆城君）

本当に今、町長を初め教育長さん、子供たちに対してのICT活用によるいろんな勉強のほうでの取り組みを一生懸命いただいております。大変これはうれしいことでございます。それに加えて、情操教育の一環として、先ほどのペインティング関係も同時並行的に進めてもらえれば、なおいい効果につながるものだと思っておりますので、再度申し上げますけれども、前に進むように、ぜひ御尽力、御努力をいただきたいということをお願い申し上げます。質問を終わります。どうもありがとうございました。

### ○議長（碓 勝征君）

お諮りいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（碓 勝征君）

異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会をすることに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日はどうもありがとうございました。御苦労さんでございました。

午後5時1分 散会